2006. 2
No.7

国立大学法人 高知大学学報

（題字：相良祐輔学長）

永年勤続者表彰記念撮影
（43 ページに関連記事）

学生募集ポスターデザインコンテスト表彰式
相良学長（左）と受賞者と河本事務局長（右）
（48 ページに関連記事）

目 次

関係法令 （2）
学内規則 （5）
人事
○人事異動 (40)
○叙位・叙勲 (43)
○平成 17 年度永年勤続者 (43)
会議
○役員会 (44)
○経営協議会 (45)
○教育研究評議会 (45)
○入試企画実施機構会議 (46)
○全学入学試験委員会 (46)
諸報
○秋の催し多彩に！ (47)
○学生募集ポスターデザインコンテスト (48)
○第 45 回室戸貫歩 (48)
○教育学部、南国市教育委員会と覚書交わす (49)
○2005 年度外国人留学生交流懇談会 (49)
○医学部が医学部長と学生の懇談会を開催 (50)
○朝倉キャンパス「赤レンガ広場」にイルミネーション点灯！！ (50)
○「リーダー育成セミナー」を開催 (51)
○新春スペシャルＦＭラジオ番組を放送 (51)
○医学部附属病院 調理師もベッドサイドへ (51)
○中国・四国地区国立大学法人等労働安全衛生協議会 (52)
○高知大学研究顕彰制度「大学院生研究奨励賞・若手教員優秀賞」授賞式 (52)
日誌 (53)

関係法令

○法律

事　　項	号	官報番号	掲載年月日
労働安全衛生法等の一部を改正する法律	法律第 108 号	号外第 247 号	平成 17 年 11 月 2 日
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律	法律第 113 号	号外第 249 号	平成 17 年 11 月 7 日

○政令

事　　項	号	官報番号	掲載年月日
食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令	政令第 345 号	第 4219 号	平成 17 年 11 月 16 日
国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令	政令第 359 号	第 4233 号	平成 17 年 12 月 7 日
国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令の一部を改正する政令	政令第 363 号	号外第 279 号	平成 17 年 12 月 14 日
国立大学法人法施行令の一部を改正する政令	政令第 386 号	第 4247 号	平成 17 年 12 月 28 日
労働安全衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令	政令第 2 号	第 4249 号	平成 18 年 1 月 5 日

○省令

事　　項	号	官報番号	掲載年月日
放射性医薬品の製造及び取扱規則の一部を改正する省令	厚生労働省令第 164 号	号外第 263 号	平成 17 年 11 月 24 日
動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令	農林水産省令第 117 号	第 4225 号	平成 17 年 11 月 25 日
食品衛生法施行規則の一部を改正する省令	厚生労働省令第 165 号	第 4226 号	平成 17 年 11 月 28 日
食品衛生法施行規則の一部を改正する省令	厚生労働省令第 166 号	第 4227 号	平成 17 年 11 月 29 日
労働安全衛生規則等の一部を改正する省令	厚生労働省令第 170 号	第 4229 号	平成 17 年 12 月 1 日
国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令	厚生労働省令第 171 号	号外第 279 号	平成 17 年 12 月 14 日
医療法施行規則の一部を改正する省令	厚生労働省令第 172 号	第 4244 号	平成 17 年 12 月 22 日
国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令	文部科学省令第 56 号	第 4247 号	平成 17 年 12 月 28 日
薬事法施行規則の一部を改正する省令	厚生労働省令第 178 号	号外第 290 号	平成 17 年 12 月 28 日
労働安全衛生規則等の一部を改正する省令	厚生労働省令第 1 号	号外第 1 号	平成 18 年 1 月 5 日
母子保健法施行規則の一部を改正する省令	厚生労働省令第 10 号	第 4265 号	平成 18 年 1 月 30 日

○告示

事　　項	号	官報番号	掲載年月日
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の規定により登録資格講習機関として登録した件	文部科学省告示第 160 号	第 4218 号	平成 17 年 11 月 15 日
基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等の一部を改正する件	厚生労働省告示第 486 号	第 4219 号	平成 17 年 11 月 16 日

事　　項	号	官報番号	掲載年月日
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件	厚生労働省告示第487号	第4219号	平成17年11月16日
薬事法第七十七条の二第一項の規定に基づき希少疾病用医療機器を指定した件	厚生労働省告示第488号	第4222号	平成17年11月21日
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の規定により登録資格講習機関として登録した件	文部科学省告示第161号	第4223号	平成17年11月22日
療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件	厚生労働省告示第493号	号外第264号	平成17年11月25日
食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件	厚生労働省告示第494号	第4226号	平成17年11月28日
医療法第三十条の三第二項第三号に規定する基準病床数の算定に使用する数値等を定める件の一部を改正する件	厚生労働省告示第496号	号外第266号	平成17年11月29日
食品衛生法第十一条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を定める件	厚生労働省告示第497号	号外第267号	平成17年11月29日
食品衛生法第十一条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質を定める件	厚生労働省告示第498号	号外第267号	平成17年11月29日
食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件	厚生労働省告示第499号	号外第267号	平成17年11月29日
動物用生物学的製剤基準の一部を改正する件	農林水産省告示第1868号	第4233号	平成17年12月 7日
動物用生物学的製剤検定基準の一部を改正する件	農林水産省告示第1869号	第4233号	平成17年12月 7日
動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量を定める等の件の一部を改正する件	農林水産省告示第1870号	第4233号	平成17年12月 7日
使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部を改正する件	厚生労働省告示第505号	第4235号	平成17年12月 9日
厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名の一部を改正する件	厚生労働省告示第506号	第4236号	平成17年12月12日
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の規定により登録定期講習機関として登録した件	文部科学省告示第172号	第4237号	平成17年12月13日
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の規定により登録資格講習機関として登録した件	文部科学省告示第173号	第4237号	平成17年12月13日
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の規定により登録試験機関として登録した件	文部科学省告示第174号	第4237号	平成17年12月13日
労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率を定める件	厚生労働省告示第509号	号外第281号	平成17年12月15日
使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部を改正する件	厚生労働省告示第510号	号外第282号	平成17年12月16日
国立大学法人会計基準を定める件の一部を改正する件	文部科学省告示第2号	号外第11号	平成18年 1月20日
使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部を改正する件	厚生労働省告示第10号	第4266号	平成18年 1月31日

○官庁報告

[官庁事項]

事　　項	関係機関	官報番号	掲載年月日
文部科学省・文化庁国民保護計画の公表について	文部科学省・文化庁	号外第 252 号	平成 17 年 11 月 8 日

○公告

[諸事項]

事　　項	関係機関	官報番号	掲載年月日
独立行政法人大学入試センター	特殊法人等	号外第 283 号	平成 17 年 12 月 19 日

学 内 規 則

国立大学法人高知大学規則第 538 号

国立大学法人高知大学職員就業規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 17 年 11 月 18 日

国立大学法人高知大学長　相　良　祐　輔

国立大学法人高知大学職員就業規則の一部を改正する規則

国立大学法人高知大学職員就業規則（平成 16 年規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第１項中「（大学教員を除く）」を削り、第２項を削り、第３項を第２項とし、第４項から第９項までを１項ずつ繰り上げる。

附　則

この規則は、平成 17 年 11 月 18 日から施行し、平成 17 年４月１日から適用する。

国立大学法人高知大学規則第 539 号

国立大学法人高知大学における教員の任期に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 17 年 11 月 18 日

国立大学法人高知大学長　相　良　祐　輔

国立大学法人高知大学における教員の任期に関する規則の一部を改正する規則

国立大学法人高知大学における教員の任期に関する規則（平成 16 年規則第 50 号）の一部を次のように改正する。

別表１（第２条第１号関係）の表を次のように改める。

別表１（第２条第１号関係）

教育研究組織の名称		職　名	任　期	再任に関する事項
部局等名	学科、講座、研究部門等			
理学部	数理情報科学科	助　手	５年	再任可
	物質科学科			
	自然環境科学科			
	附属高知地震観測所			
	附属水熱化学実験所			
医学部	医学科 全講座	教　授	10 年	再任可
	看護学科 全講座			
	附属病院 全診療科	助教授	５年	
	全中央診療施設 薬剤部	講　師	５年	
	附属動物実験施設	助　手	５年	
	附属実験実習機器センター			
	附属医学情報センター			

別表３（第２条第３号関係）の表を次のように改める。

別表３（第２条第３号関係）

教育研究組織の名称		職　名	任　期	再任に関する事項
部局等名	学科、講座、研究部門等			
生涯学習教育研究センター	学長裁量プロジェクト	教　授	２年	再任なし
海洋コア総合研究センター	学長裁量プロジェクト	教　授	５年	再任なし

附　則

１　この規則は、平成 17 年 11 月 18 日から施行する。

２　第２条第３号別表３の生涯学習教育研究センターの規定は、平成 17 年４月１日から採用される者について適用する。

３　第２条第３号別表３の海洋コア総合研究センターの規定は、平成17年10月１日から採用される者について適用する。

４　第２条第１号別表１の理学部の規定は、平成 18 年４月１日以降に採用される者について適用する。

国立大学法人高知大学規則第 540 号

高知大学理学部人事委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 17 年 11 月 18 日

国立大学法人高知大学長　相　良　祐　輔

高知大学理学部人事委員会規則の一部を改正する規則

高知大学理学部人事委員会規則（平成 16 年規則第 197 号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「及び第９号」を削り、同項に次の１号を加える。

（６）教員の再任

第９条を第 10 条とし、第８条を第９条とし、第７条の次に次の１条を加える。

（再任審査委員会及び再任再審査委員会）

第８条　第２条第１項第６号に掲げる事項を審査する場合は、当該事項に関する再任審査委員会及び再任再審査委員会を設置するものとする。

２　前項の再任審査委員会及び再任再審査委員会に関する必要な事項は、委員会が定める。

附　則

この規則は、平成 18 年４月１日から施行する。

改正理由

理学部の助手採用について、任期を定めて採用することとなったため。

国立大学法人高知大学規則第 541 号

高知大学人事委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 17 年 11 月 29 日

国立大学法人高知大学長　相　良　祐　輔

高知大学人事委員会規則の一部を改正する規則

高知大学人事委員会規則（平成 16 年規則第 400 号）の一部を次のように改正する。

第２条第５号中「第１項」の次に「第１号、」を加える。

第４条第２項を第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　委員が都合により委員会に出席できない場合は、代理の者を出席させることができる。

附　則

この規則は、平成 17 年 11 月 29 日から施行する。

改正理由

１　国立大学法人高知大学職員就業規則（病気休職関係）が改正されたため、審議事項から除外するもの。

２　委員の代理出席を認め、委員会の円滑な運営を図るため。

国立大学法人高知大学規則第542号

国立大学法人高知大学教職教育委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年11月28日

国立大学法人高知大学長　相　良　祐　輔

国立大学法人高知大学教職教育委員会規則の一部を改正する規則

国立大学法人高知大学教職教育委員会規則（平成16年規則第336号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項に次のただし書きを加える。

ただし、第３条第１項第１号から第３号に掲げる委員が出席できないときは、委員長の承認を得て、代理の者を出席させることができる。

附　則

この規則は、平成17年11月28日から施行する。

改正理由

委員による授業、その他の業務のため、委員会開催日程の設定に支障を来たしているため、高知大学教職教育委員会規則第３条第１項第１号及び第２号に掲げる委員について、代理出席を認めることで委員会の円滑な開催を図るものである。

国立大学法人高知大学規則第543号

高知大学学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年12月14日

国立大学法人高知大学長　相　良　祐　輔

高知大学学則の一部を改正する規則

高知大学学則（平成16年４月１日規則第133号）の一部を次のように改正する。

第32条第１項中「夏季休業　８月１日から８月31日まで」を「夏季休業　１学期試験期間終了日の翌日から８月31日まで」に、「冬季休業　12月26日から翌年１月６日まで」を「冬季休業　12月27日から翌年１月の授業開始日の前日まで」に改める。

附　則

この規則は、平成18年４月１日から施行する。

改正理由

高知大学学年暦の見直しを行い、試験期間前の補講期間を含む授業期間16週の確保をするため。

国立大学法人高知大学規則第544号

高知大学環境保全委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年12月14日

国立大学法人高知大学長　相　良　祐　輔

高知大学環境保全委員会規則の一部を改正する規則

高知大学環境保全委員会規則（平成16年規則第356号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中第６号を第７号とし、第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、第３号の次に次の１号を加える。

（４）センター等連合教授会から選出された教員　１人

第４条第２項中「第２号及び第３号」を「第２号から第４号」に改める。

附　則

この規則は、平成17年12月14日から施行する。

改正理由

学内共同教育研究施設等は、環境保全委員会の委員には含まれていなかったが、環境保全委員会における審議事項は、学内共同教育研究施設等も関係することから、センター等連合教授会から選出された教員を本委員会の委員に含めるものとして規則改正するものである。

国立大学法人高知大学規則第552号

国立大学法人高知大学職員給与規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年12月26日

国立大学法人高知大学長　相　良　祐　輔

国立大学法人高知大学職員給与規則の一部を改正する規則

国立大学法人高知大学職員給与規則（平成16年規則

第26号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「50,200円」を「50,000円」に改める。

第26条第3項中「13,500円」を「13,000円」に改める。

別表1－1から1－9を次のように改める。

別表第1－1　（第12条第2項関係）

一般職本給表(一)

職員の区分	職務の級 / 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
		本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
再雇用職員以外の職員	1	—	—	183,800	217,500	235,000	255,500	274,700	295,800	329,200	366,700	414,600
	2	134,000	170,200	190,800	225,500	243,900	264,300	283,900	305,800	341,200	378,700	428,700
	3	138,400	176,800	198,000	233,900	252,900	273,300	293,300	315,800	353,000	390,900	443,000
	4	142,800	183,800	205,000	242,800	261,500	282,400	303,100	326,100	364,800	403,000	457,200
	5	148,000	189,600	212,600	251,700	270,000	291,400	312,800	336,500	376,300	415,300	471,100
	6	153,800	194,900	220,400	260,100	278,600	300,600	322,600	346,800	387,700	427,200	485,000
	7	159,700	200,000	228,300	268,500	287,100	309,900	332,500	356,600	399,100	439,000	498,800
	8	166,000	205,100	235,700	276,800	295,500	319,100	342,100	366,100	410,700	450,200	512,600
	9	170,600	210,000	242,100	284,900	303,900	328,400	351,500	375,400	422,100	461,200	526,400
	10	174,000	214,400	248,400	292,700	312,200	337,600	360,700	384,700	432,800	471,800	540,200
	11	177,000	218,800	254,600	300,400	320,100	346,800	369,700	394,000	442,500	481,300	551,300
	12	179,700	223,000	260,100	307,700	327,500	356,000	378,300	403,200	451,900	490,000	558,300
	13	182,200	227,300	265,600	314,600	334,900	364,900	386,700	411,800	459,600	497,400	565,200
	14	184,200	230,500	270,600	321,400	342,000	373,500	393,700	419,700	466,000	504,200	571,100
	15	186,200	233,400	275,700	327,400	347,500	381,000	399,200	425,500	472,400	508,600	575,700
	16	187,800	236,500	280,200	333,000	352,200	386,500	403,900	431,100	476,900		
	17		239,400	284,200	336,600	356,200	391,500	408,100	434,900	481,200		
	18		242,300	287,900	339,900	359,500	394,900	411,500	438,500	485,300		
	19		244,100	291,100	342,900	362,300	398,400	415,200	442,400			
	20			293,400	345,200	365,200	401,800	418,700	446,000			
	21			295,200	347,400	367,700	405,200	422,200	449,600			
	22			297,200	349,700	370,200	408,500	425,700				
	23			299,100	351,900	372,700	411,900					
	24			301,100	354,100	375,300	415,300					
	25			303,000	356,500	377,800						
	26			304,800	358,700	380,400						
	27			306,700	361,000							
	28			308,700	363,200							
	29			310,600								
	30			312,500								
	31			314,400								
	32			316,200								
再雇用職員		149,600	186,800	214,600	251,000	268,200	291,800	308,700	330,200	364,600	399,000	451,600

備考　この表は、他の本給表の適用を受けない職員に適用する。

別表第１－２　（第１２条第２項関係）

一般職本給表(二)

職員の区分	職務の級 / 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
		円	円	円	円	円	円
再雇用職員以外の職員	1	—	164,500	183,100	200,600	225,600	253,800
	2	120,200	171,200	189,000	206,600	232,500	261,000
	3	123,900	177,100	194,800	212,800	239,400	268,300
	4	127,700	183,100	200,500	219,300	246,500	276,300
	5	131,500	188,400	206,500	225,500	253,100	284,300
	6	135,600	193,300	212,700	232,200	259,900	292,500
	7	140,300	198,300	219,200	238,400	266,500	300,900
	8	145,100	203,600	225,000	244,200	272,700	309,000
	9	151,000	208,800	231,100	249,800	278,400	316,900
	10	157,000	213,800	236,900	255,600	283,800	324,400
	11	164,200	219,200	242,400	260,900	289,200	331,900
	12	170,900	224,200	248,000	266,000	294,500	338,900
	13	176,600	229,000	253,000	271,000	299,800	345,900
	14	181,200	233,800	258,100	275,900	304,700	351,900
	15	186,800	238,600	262,900	280,600	309,300	358,000
	16	191,200	242,700	267,400	285,300	313,800	363,900
	17	195,600	246,700	272,100	289,200	318,000	369,500
	18	199,400	250,400	276,700	292,700	322,300	374,800
	19	203,000	253,600	281,000	295,900	326,300	379,700
	20	205,900	255,900	284,600	298,800	329,900	384,200
	21	208,900	258,000	287,200	301,600	333,300	388,600
	22	211,700	259,900	289,400	304,200	336,400	392,700
	23	214,500	261,200	291,700	306,900	338,800	395,900
	24	217,200	262,600	293,700	309,300	341,300	
	25	219,500	264,200	295,700	311,700	343,500	
	26	221,600	265,900	297,600	313,700	345,900	
	27	223,700	267,500	299,400	315,800	348,100	
	28	225,900	269,200	301,300	317,700		
	29	227,800	270,700	303,100	319,900		
	30	229,800	272,300	305,000	322,100		
	31	231,700	273,900	306,800	324,100		
	32	233,300	275,600				
	33		277,100				
再雇用職員		192,700	204,200	211,500	227,800	253,100	285,900

備考　この表は、次の各号に掲げる職員に適用する。

(1) 守衛、警備等の業務に従事する者
(2) 用務員、労務作業員等の労務に従事する者
(3) 自動車運転手、車庫長等の業務に従事する者
(4) 機械工作工、電工等の業務に従事する者
(5) 機器の操作、保守等の業務に従事する者
(6) 前各号に準ずる技能的業務に従事する者

別表第１－３　（第１２条第２項関係）

教育職本給表(一)

職員の区分	職務の級 / 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
		円	円	円	円	円
再雇用職員以外の職員	1	—	—	251,900	284,800	364,700
	2	160,300	202,200	264,800	299,600	379,700
	3	168,200	210,900	277,500	314,700	392,100
	4	178,200	219,800	291,100	329,500	404,200
	5	189,000	229,300	304,900	344,700	416,200
	6	196,700	238,700	318,600	359,500	427,900
	7	203,900	251,100	331,700	374,400	439,300
	8	211,600	263,400	345,100	385,300	450,800
	9	219,900	275,800	357,900	395,700	461,900
	10	229,200	287,100	367,700	405,200	473,100
	11	236,800	299,100	377,700	414,200	484,500
	12	245,300	310,900	387,200	422,800	495,600
	13	253,200	318,700	395,800	431,100	506,800
	14	261,100	325,600	404,100	438,700	517,900
	15	268,500	332,200	411,700	446,100	528,200
	16	275,700	338,700	419,100	453,200	537,400
	17	282,400	345,100	426,200	459,300	546,400
	18	288,700	350,900	433,200	464,900	555,300
	19	295,000	356,600	439,000	470,400	564,200
	20	301,000	362,200	443,900	475,800	572,400
	21	306,700	367,600	448,300	481,100	578,700
	22	311,600	373,100	451,400	486,300	583,600
	23	316,000	377,700	454,500	491,400	588,200
	24	320,400	381,600	457,300	495,400	
	25	323,900	384,500	460,400	498,700	
	26	327,000	387,200	463,400	502,000	
	27	330,000	390,100	466,500		
	28	332,700	392,800	469,500		
	29	334,900	395,600			
	30	336,900	398,200			
	31	339,000	401,000			
	32	341,000	403,700			
	33	343,000	406,600			
	34	344,900	409,400			
	35	346,900				
	36	349,000				
	37	351,100				
	38	353,300				
再雇用職員		238,800	287,200	303,200	335,300	416,400

備考　この表は、教授、助教授、講師、助手及び教務職員に適用する。

別表第１－４　（第１２条第２項関係）

教育職本給表(二)

職員の区分	職務の級 / 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
		円	円	円	円
再雇用職員以外の職員	1	—	—	310,100	403,500
	2	147,000	190,500	323,500	413,500
	3	153,100	197,400	336,700	422,900
	4	160,300	204,300	346,700	432,200
	5	168,200	211,700	356,800	441,600
	6	177,100	219,600	367,100	450,500
	7	187,100	230,500	376,900	459,200
	8	193,700	242,000	386,400	467,600
	9	200,300	253,600	395,900	476,600
	10	207,000	265,900	404,700	485,500
	11	214,100	278,500	413,500	495,400
	12	221,400	291,500	422,100	504,400
	13	229,600	305,100	430,200	512,800
	14	237,300	318,400	437,900	520,100
	15	245,200	331,000	445,300	524,500
	16	253,100	340,900	452,700	
	17	260,800	350,700	460,600	
	18	268,500	360,700	468,600	
	19	276,100	370,100	476,500	
	20	282,900	379,400	484,300	
	21	289,500	388,200	492,100	
	22	295,500	396,100	498,900	
	23	301,500	403,100	502,900	
	24	307,400	410,300		
	25	313,100	417,000		
	26	318,900	423,300		
	27	324,300	428,700		
	28	329,700	433,900		
	29	334,700	438,700		
	30	338,400	442,900		
	31	341,300	447,200		
	32	344,100	451,400		
	33	346,900	454,200		
	34	348,900			
	35	350,900			
	36	352,700			
	37	354,400			
	38	356,100			
	39	358,300			
	40	360,300			
再雇用職員		237,800	282,800	353,800	429,600

備考（１）　この表は、養護学校の教頭、教諭、養護教諭に適用する。

（２）　上記の適用職員のうち、その職務の級が３級である職員の本給月額は、この表の額に8,200円を加算した額とする。

別表第１－５　（第１２条第２項関係）

教育職本給表(三)

職員の区分	職務の級 / 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
		円	円	円	円
再雇用職員以外の職員	1	—	—	269,200	398,800
	2	147,000	162,400	282,700	407,400
	3	153,100	170,700	296,400	415,800
	4	160,300	179,600	310,100	424,200
	5	168,200	190,500	323,500	432,400
	6	177,100	197,400	336,700	440,100
	7	187,100	204,300	346,700	447,700
	8	193,700	211,700	356,800	454,900
	9	200,200	219,600	367,100	461,700
	10	206,800	230,500	375,700	468,400
	11	213,500	242,000	384,100	475,300
	12	220,400	253,600	392,100	482,400
	13	227,700	265,900	399,800	488,800
	14	234,900	278,500	407,300	494,000
	15	241,900	291,500	414,700	497,900
	16	249,000	305,100	421,900	
	17	255,500	318,400	428,600	
	18	261,800	331,000	435,200	
	19	268,300	340,900	441,700	
	20	274,100	350,700	447,400	
	21	279,400	360,500	452,800	
	22	284,300	368,800	457,300	
	23	289,000	376,900	461,500	
	24	293,100	384,500	465,200	
	25	296,500	391,300	468,300	
	26	299,800	397,600	471,100	
	27	303,100	403,300		
	28	305,500	408,500		
	29	307,200	413,300		
	30	309,000	418,100		
	31	310,700	422,700		
	32	312,400	426,700		
	33	314,100	430,900		
	34		434,800		
	35		438,400		
	36		440,800		
再雇用職員		226,400	279,400	346,100	419,400

備考（１）　この表は、中学校、小学校及び幼稚園の教頭、教諭及び養護教諭に適用する。

（２）　上記適用職員のうち、その職務の級が３級である職員の本給月額は、この表の額に8,000円を加算した額とする。

別表第１－６　（第１２条第２項関係）

医療職本給表(一)

職員の区分	職務の級 / 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
		円	円	円	円
再雇用職員以外の職員	1	—	294,900	345,900	424,300
	2	235,200	311,000	362,400	437,000
	3	245,100	327,200	379,000	449,000
	4	260,100	343,500	395,600	460,700
	5	276,000	359,800	408,000	472,000
	6	291,800	376,200	420,800	483,300
	7	306,700	392,800	433,200	493,900
	8	322,100	405,200	445,200	504,300
	9	336,700	416,600	456,600	514,300
	10	349,600	427,100	467,400	523,900
	11	362,200	436,600	478,200	533,600
	12	374,600	445,700	488,400	542,500
	13	383,700	454,600	498,100	551,000
	14	392,500	463,200	507,800	559,600
	15	399,700	471,900	516,100	567,900
	16	404,300	480,400	524,500	576,300
	17	408,800	486,300	532,900	584,000
	18	411,300	491,200	539,500	590,500
	19		495,300	545,900	595,700
	20		498,600	550,600	600,300
	21		502,100	555,200	
	22		505,600	559,800	
	23		509,000	563,800	
	24		512,400	567,900	
再雇用職員		293,800	345,400	396,500	463,700

備考　この表は、医師、学校医及び学校歯科医に適用する。

別表第１－７　（第１２条第２項関係）

医療職本給表(二)

職員の区分	職務の級 / 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
再雇用職員以外の職員	1	—	—	204,700	227,900	264,300	305,800	341,000	404,200
	2	138,600	176,100	211,800	236,100	273,700	315,800	352,400	416,200
	3	144,000	182,400	219,000	244,500	283,100	325,800	364,100	428,100
	4	150,800	188,800	226,700	252,900	292,500	335,800	375,600	440,100
	5	157,400	195,500	234,800	261,400	302,200	345,700	386,900	452,000
	6	165,000	201,900	243,000	269,800	311,800	355,300	398,400	463,800
	7	172,600	208,500	251,300	278,400	321,500	364,800	410,000	475,600
	8	178,700	214,900	259,600	287,000	331,000	374,200	421,600	487,700
	9	184,800	221,700	267,900	295,700	340,400	383,700	432,700	500,000
	10	190,100	229,000	276,200	304,400	349,500	393,200	442,700	512,500
	11	195,500	235,900	284,400	312,900	358,600	402,600	452,200	520,000
	12	200,600	242,600	292,300	321,100	367,000	411,200	460,100	527,100
	13	205,500	249,000	300,200	328,800	375,500	419,300	466,300	533,700
	14	210,300	255,400	307,900	336,400	383,200	425,300	472,700	540,300
	15	214,700	260,900	315,100	343,500	389,300	431,000	479,300	545,600
	16	219,100	266,300	322,100	349,300	395,000	434,900	483,400	549,900
	17	223,200	271,300	328,500	354,300	399,600	438,500	487,500	
	18	227,400	276,400	334,500	358,900	404,100	442,400		
	19	230,800	280,800	338,400	362,300	407,900	446,000		
	20	233,700	285,200	342,400	365,800	411,200	449,600		
	21	236,700	288,400	345,700	369,000	414,700			
	22	239,000	290,900	348,400	371,800	418,100			
	23	240,700	293,200	351,000	374,600	421,500			
	24		294,800	353,300	376,900				
	25		296,600	355,600	379,200				
	26		298,300	357,600	381,700				
	27		300,200	359,700	384,300				
	28		301,900	361,800					
	29			364,000					
	30			366,200					
再雇用職員		187,800	214,800	252,600	269,900	300,000	337,700	373,100	436,600

備考　この表は、次の各号に掲げる職員に適用する。

(1) 薬剤師
(2) 栄養士
(3) 診療放射線技師及びエックス線技師
(4) 臨床検査技師および衛生検査技師
(5) 臨床工学技師
(6) 理学療法士
(7) 義肢装具士
(8) 歯科衛生士及び歯科技工士
(9) その他医療技術職員

別表第１－８　（第１２条第２項関係）

医療職本給表(三)

職員の区分	職務の級 / 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
		円	円	円	円	円	円	円
再雇用職員以外の職員	1	—	—	220,200	242,500	273,500	309,800	342,000
	2	151,500	178,300	227,100	249,700	281,900	319,100	353,400
	3	157,100	186,700	234,900	257,000	290,400	329,100	365,000
	4	162,900	196,000	242,100	264,400	298,700	339,300	376,400
	5	169,100	201,600	249,300	271,900	307,300	349,300	388,000
	6	177,200	207,500	256,600	279,600	315,900	359,000	399,800
	7	185,600	213,400	263,800	287,300	324,100	368,500	411,900
	8	194,300	220,000	271,100	295,100	332,400	377,800	423,200
	9	199,400	226,900	278,400	303,000	340,000	387,500	434,200
	10	204,600	234,600	286,000	311,000	347,400	397,300	444,700
	11	209,900	241,800	293,500	318,600	354,900	407,100	455,000
	12	215,300	249,000	301,000	326,100	362,200	416,300	463,900
	13	220,900	256,300	308,300	333,200	369,700	424,700	471,700
	14	226,700	263,500	315,300	340,000	376,900	433,300	479,400
	15	232,600	270,700	322,100	346,800	384,400	441,500	487,100
	16	238,300	277,900	328,500	353,300	391,400	449,200	494,000
	17	243,900	285,200	334,800	359,600	398,000	456,800	498,700
	18	249,400	292,300	340,700	365,800	403,900	464,500	502,900
	19	255,200	299,100	346,500	371,800	408,600	471,400	506,700
	20	260,500	306,000	352,300	377,200	412,600	476,000	
	21	265,500	312,800	358,000	382,500	416,800	480,000	
	22	270,500	318,800	363,500	387,400	420,600	483,500	
	23	274,700	324,600	368,600	391,300	423,900		
	24	279,100	330,400	373,400	394,600	426,400		
	25	283,100	335,800	377,400	397,700			
	26	287,200	339,700	380,700	400,900			
	27	290,700	343,000	383,700	403,800			
	28	293,800	345,900	386,500	406,200			
	29	296,200	348,600	389,300				
	30	298,300	350,700	392,000				
	31	300,100	352,700	394,300				
	32	302,000	354,600					
	33	303,900	356,500					
	34	305,800	358,600					
	35	307,700	360,700					
	36	309,600	362,900					
	37	311,400	365,200					
	38	313,500	367,400					
	39	315,400						
	40	317,400						
	41	319,200						
再雇用職員		234,500	267,100	274,100	285,400	308,000	349,000	379,200

備考　この表は、保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用する。

別表第１－９　（第１２条第２項関係）

指定職本給表

号　俸	本　給　月　額
	円
1	571,000
2	634,000
3	701,000
4	780,000
5	840,000
6	903,000
7	988,000
8	1,065,000
9	1,142,000
10	1,223,000
11	1,297,000
12	1,323,000

備考　この表は、部局長のうち学長が指名した者に適用する。

別表２－２を次のとおり改める。

別表第２－２　調整基本額表（第２２条関係）

１．一般職本給表（一）

職務の級	調　整　基　本　額
１ 級	５，１００円
２ 級	６，５００円
３ 級	８，５００円。ただし、１号俸８，２７１円
４ 級	９，７００円
５ 級	１０，２００円
６ 級	１０，８００円
７ 級	１１，２００円
８ 級	１１，８００円
９ 級	１２，８００円
１０ 級	１３，５００円
１１ 級	１５，４００円

２．一般職本給表（二）

職務の級	調　整　基　本　額
１ 級	５，９００円。ただし、２号俸５，４０９円、３号俸５，５７５円 ４号俸５，７４６円
２ 級	７，４００円
３ 級	８，０００円
４ 級	８，６００円
５ 級	９，１００円
６ 級	１０，２００円

３．教育職本給表（一）

職務の級	調　整　基　本　額
１ 級	９，４００円。ただし、２号俸７，２１３円、３号俸７，５６９円 ４号俸８，０１９円、５号俸８，５０５円 ６号俸８，８５１円、７号俸９，１７５円
２ 級	１１，０００円。ただし、２号俸９，０９９円、３号俸９，４９０円 ４号俸９，８９１円、５号俸１０，３１８円 ６号俸１０，７４１円
３ 級	１２，６００円。ただし、１号俸１１，３３５円、２号俸１１，９１６ ３号俸１２，４８７円
４ 級	１３，５００円。ただし、１号俸１２，８１６円、２号俸１３，４８２
５ 級	１６，１００円

4．教育職本給表（二）

職務の級	調　整　基　本　額
1 級	9，300円。ただし、2号俸6，615円、3号俸6，889円 4号俸7，213円、5号俸7，569円 6号俸7，969円、7号俸8，419円 8号俸8，716円、9号俸9，013円
2 級	11，600円。ただし、2号俸8，572円、3号俸8，883円 4号俸9，193円、5号俸9，526円 6号俸9，882円、7号俸10，372円 8号俸10，890円、9号俸11，412円
3 級	12，700円。（給与規則別表第1－4の備考（二）に定める職員にあっては、12，900円）
4 級	14，000円

5．教育職本給表（三）

職務の級	基　本　調　整　額
1 級	8，400円。ただし、2号俸6，615円、3号俸6，889円 4号俸7，213円、5号俸7，569円 6号俸7，969円
2 級	11，500円。ただし、2号俸7，308円、3号俸7，681円 4号俸8，082円、5号俸8，572円 6号俸8，883円、7号俸9，193円 8号俸9，526円、9号俸9，882円 10号俸10，372円、11号俸10，890円 12号俸11，412円
3 級	12，200円（給与規則別表第1－5の備考（二）に定める職員にあっては12，500円）。ただし、1号俸12，114円（同表の備考（二）に定める職員にあっては、12，474円）
4 級	13，600円

6．医療職本給表（二）

職務の級	調　整　基　本　額
1 級	6，100円
2 級	8，000円。ただし、2号俸7，924円
3 級	9，600円。ただし、1号俸9，211円、2号俸9，531円
4 級	10，200円
5 級	11，100円
6 級	11，900円
7 級	13，000円
8 級	14，800円

7．医療職本給表（三）

職務の級	調　整　基　本　額
1 級	8，000円。ただし、2号俸6，817円、3号俸7，069円 4号俸7，330円、5号俸7，609円 6号俸7，974円
2 級	9，900円。ただし、2号俸8，023円、3号俸8，401円 4号俸8，820円、5号俸9，072円 6号俸9，337円、7号俸9，603円
3 級	10，200円。ただし、1号俸9，909円
4 級	10，600円
5 級	11，000円
6 級	12，400円
7 級	13，300円

別表４を次のとおり改める。

別表4（第25条第2項関係）

初任給調整手当の月額

期　間	月　額	期　間	月　額
	円		円
1年未満	50,000	18年以上19年未満	28,600
1年以上2年未満	50,000	19年以上20年未満	27,200
2年以上3年未満	50,000	20年以上21年未満	25,800
3年以上4年未満	50,000	21年以上22年未満	25,200
4年以上5年未満	50,000	22年以上23年未満	24,600
5年以上6年未満	50,000	23年以上24年未満	23,700
6年以上7年未満	48,200	24年以上25年未満	23,100
7年以上8年未満	46,400	25年以上26年未満	22,500
8年以上9年未満	44,600	26年以上27年未満	21,900
9年以上10年未満	42,800	27年以上28年未満	21,300
10年以上11年未満	41,000	28年以上29年未満	20,600
11年以上12年未満	39,200	29年以上30年未満	20,300
12年以上13年未満	37,400	30年以上31年未満	19,900
13年以上14年未満	35,600	31年以上32年未満	19,300
14年以上15年未満	34,200	32年以上33年未満	18,500
15年以上16年未満	32,800	33年以上34年未満	17,600
16年以上17年未満	31,400	34年以上35年未満	16,900
17年以上18年未満	30,000		

※ 期間欄は、採用等の日以後の期間を示す。

附　則

（施行期日）

第１条　この規則は、平成18年１月１日から施行する。

（職務の級における最高号俸を超える本給月額を受ける職員の本給月額）

第２条　施行日の前日において、別表第１－１から別表第１－８までの本給表に定める職務の級における最高号俸を超える本給月額（別表１－４の備考（２）又は別表１－５の備考（２）の規定の適用を受ける職員にあっては、これらの規定の適用がないものとした場合の本給月額。以下この項において同じ。）を受けていた職員の施行日における本給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　本給月額　次の式により算出した額

$$\text{施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその1号俸下位の号俸との差額} \times \frac{\text{その者の施行日の前日における本給月額} - \text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額}}{\text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその1号俸下位の号俸との差額}}$$

＋　施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額

二　前号に規定する本給月額を受ける期間に通算されることとなる期間

その者の施行日の前日における本給月額を受けていた期間

（特例一時金）

第３条　平成 17 年度に限り、特例措置として、平成 17 年 12 月期の勤勉手当又は期末特別手当の支給を受け、引き続き本学の職員であり、平成 18 年１月１日（以下、特例一時金基準日という。）に在職する者のうち、特例一時金基準日に次に掲げる者以外の者に対し、平成 18 年１月の本給支給日に、特例一時金を支給する。

一　休職者（第 45 条第１項及び第２項（附属学校教員に限る。）の規定の適用を受ける休職を除く。）。ただし、平成 17 年 12 月期の期末特別手当の支給を受けた者については、無給の休職者（就業規則第 13 条の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）及び刑事休職者（就業規則第 13 条第１項第２号の規定に該当して休職にされている職員をいう。）以外の休職を除く。

二　停職者（就業規則第 65 条第１項第３号の規定により停職にされている職員をいう。）

２　特例一時金の額は、特例一時金基礎額に、0.0125 を乗じて得た額とする。

３　勤勉手当の支給対象となる者の前項の特例一時金基礎額は、特例一時金基準日において職員が受けるべき本給、本給の調整額及び教職調整額の月額及びこれらに対する調整手当の月額の合計額とする。なお、特例一時金基準日に第 46 条に規定する本給の半額が減ぜられている場合の算定は、勤勉手当に準じるものとする。

４　第 39 条第５項の規定は前項の特例一時金基礎額について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「附則第３条第３項」と読み替えるものとする。

５　期末特別手当の支給対象となる者の第２項の特例一時金基礎額は、特例一時金基準日において職員が受けるべき本給月額並びにこれに対する調整手当の月額の合計額に、当該合計額に 100 分の 20 を乗じて得た額（国立大学法人高知大学期末手当、勤勉手当及び期末特別手当細則第 28 条に規定する職員以外の職員にあっては、その額に本給月額に 100 分の 25 を乗じて得た額を加算した額）を加算した額とする。なお、特例一時金基準日に第 45 条に規定する休職者の給与を受けている場合及び第 46 条に規定する本給の半額が減ぜられている場合の算定は、期末特別手当に準じるものとする。

６　第 40 条及び第 41 条の規定は、第１項の特例一時金の支給について準用する。この場合において、第 40 条中「前条第１項」とあるのは「附則第３条第１項」と、「基準日から」とあるのは、「特例一時金基準日（附則第３条第１項に規定する特例一時金基準日をいう。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（附則第３条第１項に規定する日をいう。）」と、第 41 条中「支給日」とあるのは「支給日（附則第３条第１項に規定する日をいう。）」と、「基準日から」とあるのは、「特例一時金基準日（附則第３条第１項に規定する特例一時金基準日をいう。）から」と読み替えるものとする。

（端数処理）

第４条　特例一時金基礎額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

改正理由

初任給調整手当の月額を引下げたこと、扶養手当における配偶者に係る支給月額を引下げたこと、すべての本給表の本給月額を引下げたこと及び本給の調整額を引下げたことに伴い、所要の改正を行った。

国立大学法人高知大学規則第553号

国立大学法人高知大学非常勤職員給与規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年12月26日

国立大学法人高知大学長　相　良　祐　輔

国立大学法人高知大学非常勤職員給与規則の一部を改正する規則

国立大学法人高知大学非常勤職員給与規則（平成16年規則第46号）の一部を次のように改正する。

第９条第１項中「俸給月額」を「本給月額」に、「定額欄の額とする。」を「定額欄の額とする。この場合において、その者を常勤の職員として採用した場合に受けることとなる本給月額は、職員給与規則で規定される当該年度の初日において職員に適用される本給表によるものとする。」に改める。

附　則

この規則は、平成18年１月１日から施行する。

改正理由

非常勤職員の時間給決定における本給月額を、当該年度の初日において職員に適用される本給月額を適用させることとしたことに伴い、所要の改正を行った。

国立大学法人高知大学規則第554号

国立大学法人高知大学役員報酬規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年12月26日

国立大学法人高知大学長　相　良　祐　輔

国立大学法人高知大学役員報酬規則の一部を改正する規則

国立大学法人高知大学役員報酬規則（平成16年規則第53号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項第１号中「1,069,000円」を「1,065,000円」に、同項第３号中「704,000円」を「701,000円」に改める。

別表（第４条第２項関係）を次のとおり改める。

別表（第４条第２項関係）

区　分	本　給　額	備　　考
1	７０１，０００円	
2	７８０，０００円	
3	８４０，０００円	
4	９０３，０００円	

附　則

この規則は、平成18年１月１日から施行する。

改正理由

常勤役員の本給月額を引下げたことに伴い、所要の改定を行った。

国立大学法人高知大学規則第555号

国立大学法人高知大学における授業料等費用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年12月26日

国立大学法人高知大学長　相　良　祐　輔

国立大学法人高知大学における授業料等費用に関する規則の一部を改正する規則

国立大学法人高知大学における授業料等費用に関する規則（平成16年４月１日規則第83号）の一部を次のように改正する。

第３条第３項表中

「

受託実習生	１ヶ月	４，０７８円

」

を

「

受託実習生	薬剤師	４週	５２，５００円
	その他の職種	１ヶ月	４，０７８円

」

に改める。

附　則

この規則は、平成18年１月１日から施行する。

改正理由

現在、本学附属病院における受託実習生の実習料は、法人化以前に文部科学省が定めた額を適用しているが、法人化後、各大学が自由に設定することが可能となり、薬剤師及びその他の職種の実習料について、他大学の実績を調査し、改訂するもの。なお、薬剤師実習が、１月から 12 月に実施されることから、施行日を平成 18 年１月１日とする。

国立大学法人高知大学規則第 556 号

高知大学大学院医学系研究科看護学委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 18 年１月 10 日

国立大学法人高知大学長　相　良　祐　輔

高知大学大学院医学系研究科看護学委員会規則の一部を改正する規則

高知大学大学院医学系研究科看護学委員会規則（平成 16 年規則第 327 号）の一部を次のように改正する。

第２条中「担当の専任教授」を「の授業を担当する専任教員」に改める。

附　則

この規則は、平成 18 年１月 10 日から施行する。

改正理由

委員会の構成員を、修士課程（看護学専攻）の授業を担当する専任の教員に拡大し、委員会の円滑な審議を行うため。

国立大学法人高知大学規則第 558 号

国立大学法人高知大学防災管理規則を次のように定める。

平成 18 年１月 25 日

国立大学法人高知大学長　相　良　祐　輔

国立大学法人高知大学防災管理規則

（目的）

第１条　この規則は、国立大学法人高知大学(以下「本学」という。)における防災管理の徹底を期し、火災、震災、風水害その他の災害(以下「災害」という。)による人的、物的被害を最小限にとどめることを目的とする。

（他の法令との関係）

第２条　前条の目的を達成するため、防災管理については他の法令又はこれに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

（総括防災管理者）

第３条　防災管理に関し総括するため総括防災管理者を置き、学長をもって充てる。

２　総括防災管理者は、災害が発生又は発生するおそれがある場合は、災害対策総括本部及び各地区に災害対策本部を設置する。

３　災害対策本部の組織及び業務は、次のとおりとする。

組　　織	本部長	所掌範囲	災害対策本部の組織と業務
災害対策総括本部	学　長	総　括	本部長が定める。
朝倉地区災害対策本部	事務局長	朝倉地区の団地（職員宿舎を含む。）	各地区災害対策本部の組織及び業務は、各本部長が定め、総括防災管理者に報告する。
岡豊地区災害対策本部	医学部長	岡豊地区の団地（艇庫を含む。）	
物部地区災害対策本部	農学部長	物部地区の団地（嶺北フィールド・日章寮を含む。）	
小津地区災害対策本部	教育学部長	小津地区の団地（職員宿舎を除く。）	
宇佐地区災害対策本部	海洋生物教育研究センター長	宇佐地区の団地	
各寄宿舎災害対策本部	学務部長	各寄宿舎（日章寮を除く。）	

4　総括防災管理者は、各地区の災害対策本部に対し、他の地区の災害対策本部を横断的に支援させることができる。

5　災害対策総括本部に副本部長を置き、本部長を補佐するものとし、理事(財務担当)をもって充てる。

（副総括防災管理者）

第４条　防災管理に関し、総括防災管理者を補佐し業務を処理するため副総括防災管理者を置き、理事(財務担当)をもって充てる。

2　副総括防災管理者は、次に掲げる業務を処理するものとする。

（１）防災計画の作成に関すること。

（２）防災訓練の実施に関すること。

（３）緊急連絡体制に関すること。

（４）電気、水道、ガス、情報網等のライフラインの確保及び早期復旧に関すること。

（５）関係機関の要請により、近隣住民の避難場所とするための施設提供に関すること。

（６）その他防災管理に関すること。

（防災管理者及び防火管理者）

第５条　総括防災管理者は、次表に定める区分により、防災管理者及び防火管理者（消防法(昭和23年法律第 186 号)第８条第１項に定める防火管理者をいう。）を置く。ただし、防火管理者が資格を有していない場合は、有資格者の中から充てるものとする。

管理区域	防災管理者	防火管理者
朝倉地区（職員宿舎を含む。）	事務局長	財務課長
岡豊地区（艇庫を含む。）	医学部長	経営企画課長
物部地区（嶺北フィールド・日章寮を含む。）	農学部長	物部地区事務課長
小津地区（職員宿舎を除く。）	教育学部長	朝倉地区事務課長
宇佐地区	海洋生物教育研究センター長	研究協力課長
各寄宿舎（日章寮を除く。）	学務部長	学務課長

２　防災管理者は、各地区における前条第２項各号に掲げる業務を処理するものとする。

３　防火管理者は、消防法の定めるもののほか防災管理者の下で次に掲げる業務を処理するものとする。

（１）各地区の防災計画を作成し、必要に応じて変更すること。

（２）防災訓練を年１回以上実施すること。

（３）防災設備等の点検及び整備に関すること。

（４）その他防災管理上必要なこと。

（総括防災管理者への報告）

第６条　防災管理者は、次の各号のいずれかに該当する事項については、速やかに総括防災管理者に報告するものとする。

（１）災害が発生した場合の状況、措置及びその結果。

（２）前条第３項第１号で定める防災計画を作成又は変更したとき。

（３）その他防災管理上重要なこと。

（防火担当責任者）

第７条　防災管理者は、防火管理者の下に諸施設について区域を定め、防火担当責任者を置くものとする。

２　防火担当責任者は、火災の予防について防火管理者の指示に従い、次に掲げる業務を処理するものとする。

（１）取締区域において火元責任者に指示し、火気の安全なことを確かめること。

（２）消防用設備等を常時点検し、故障等により修理の必要があると認めたときは、速やかに修理の手続をすること。

（火元責任者）

第８条　防災管理者は、火元責任者を定め火気取締りの任にあたらせるものとする。

２　火元責任者は、火災の予防について防火管理者及び防火担当の責任者の指示に従い、直接火気の安全を確かめるとともに次に掲げる業務を処理するものとする。

（１）火気使用設備器具等の管理と安全確認に関すること。

（２）火気を使用する際の終業時の点検に関すること。

（３）電気設備及び危険物の日常の維持管理に関すること。

（４）その他火気取締上必要なこと。

（自主防災隊の設置）

第９条　防災管理者は、災害発生時に対応するため自主防災隊を設置する。

２　防災管理者は、災害発生時の状況を判断して自主防災隊の出動を命じ、事態に迅速に対処するものとする。

３　自主防災隊に関する組織及び業務は、防災管理者が別途定める。

（教職員、学生等の責務）

第10条　教職員、学生等は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時においてその災害を最小限にとどめるため、相互に協力して事態に対処する。

2　教職員は、進んで防災に関する教育を受け、防災管理の徹底を期するように努めなければならない。

（事務）

第11条　防災管理に関する事務は、財務部財務課が行う。

附　則

1　この規則は、平成18年1月25日から施行する。

2　国立大学法人高知大学防火管理規則（平成16年4月1日規則第91号）は、廃止する。

制定理由

国立大学法人高知大学防火管理規則を廃止し、本規則を制定することにより、南海地震対策に向けた取組として本学における防災管理の徹底を期し、火災・震災・風水害その他の災害による人的、物的被害を最小限にとどめることを目的として制定するもの。

国立大学法人高知大学規則第559号

国立大学法人高知大学特殊勤務手当細則の一部を改正する細則を次のように定める。

平成18年1月25日

国立大学法人高知大学長　相　良　祐　輔

国立大学法人高知大学特殊勤務手当細則の一部を改正する細則

国立大学法人高知大学特殊勤務手当細則（平成16年規則第470号）の一部を次のように改正する。

別表1（2）大学入試センター試験表中

「

試験監督	1日	15,000

」

を

「

試験監督	1日	15,000
監督補助	1日	2,500

」

に改める。

附　則

この細則は、平成18年1月25日から施行し、平成18年1月1日から適用する。

改正理由

大学入試センター試験にリスニング試験が導入され、リスニング機器配付等を担当する監督補助要員が必要となったため。

国立大学法人高知大学規則第560号

国立大学法人高知大学事務組織規則の全部を改正する規則を次のように定める。

平成17年7月1日

国立大学法人高知大学長　相　良　祐　輔

国立大学法人高知大学事務組織規則

国立大学法人高知大学事務組織規則（平成16年規則第9号）の全部を改正する。

目次

第1章　総則（第1条）
第2章　組織及び職の設置等
第1節　組織の設置等（第2条－第8条）
第2節　職の設置等（第9条－第15条）
第3節　各課等の所掌事務（第16条－第36条）
附則

第1章　総則

（趣旨）

第1条　この規則は、国立大学法人高知大学組織規則（以下「組織規則」という。）第15条第2項の規定に基づき、事務局の組織及び所掌事務の範囲を定めるものとする。

第2章　組織及び職の設置等

第1節　組織の設置等

（事務局）

第2条　事務局に、「本学の戦略及び戦術等に関する情報の共有化」、「事務組織の企画立案支援機能の強化」、「教育、研究、地域連携・地域貢献及び経営・管理等の取組に対する組織的かつ機動的な事務支援」及び「学長のリーダーシップの充実・強化」のため、学長事務総括本部を置く。

2　学長事務総括本部は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

（1）事務局長

（2）企画部長

（３）財務部長
（４）研究協力部長
（５）学務部長
（６）医学部・病院事務部長
（７）秘書課長
（８）企画部総務企画課長

第３条　事務局に企画部、財務部、研究協力部、学務部及び医学部・病院事務部並びに秘書課、朝倉地区事務課及び物部地区事務課を置く。

２　企画部に総務企画課、人事課及び評価情報課を置く。

３　財務部に財務課、施設企画課及び施設整備課を置く。

４　研究協力部に研究協力課、学術情報課及び地域連携課を置く。

５　学務部に学務課、学生支援課及び入試課を置く。

６　医学部・病院事務部に総務管理課、経営企画課、学生・研究支援課及び医療サービス課を置く。

（部の担当する理事）

第４条　前条に規定する各部の担当する理事は、次表のとおりとする。

担当理事	担当する部
総務担当	企画部
教育担当	学務部
研究担当	研究協力部
財務担当	財務部
医療担当	医学部・病院事務部
地域（社会）連携担当	研究協力部

（課に置く室）

第５条　秘書課に、総合センター室を置く。

２　総務企画課に、広報室を置く。

３　人事課に、安全衛生管理室を置く。

４　学生支援課に、就職室及び留学室を置く。

（基本グループ）

第６条　第３条に規定する課に、基本的な所掌事務を処理するため、次表のとおり基本グループを置く。

課	基本グループ
秘書課	秘書グループ
総務企画課	総務グループ　大学改革・評価グループ　中期目標・計画グループ　広報グループ　情報調査グループ
人事課	総務・安全衛生グループ　人事管理・旅費グループ　給与・共済グループ
評価情報課	情報基盤管理グループ　システム管理グループ　データ管理・提供グループ
財務課	総務・監査グループ　予算・決算グループ　契約・資産グループ　資金・出納グループ
施設企画課	施設企画グループ
施設整備課	施設保全グループ　施設整備グループ
研究協力課	研究支援グループ　国際交流支援グループ

学術情報課	管理運営グループ　学術情報サービスグループ　分館サービスグループ
地域連携課	産学官民連携支援グループ　知的財産支援グループ
学務課	総務グループ　修学支援グループ　教務情報グループ　生活支援グループ
学生支援課	課外・資格認定講習グループ　就職支援グループ　留学支援グループ
入試課	大学入試センター試験グループ　個別学力試験グループ
総務管理課	総務グループ　人事グループ
経営企画課	企画・会計グループ　調達グループ　施設管理グループ
学生・研究支援課	学務グループ　留学生・研究支援グループ
医療サービス課	診療請求グループ　医療支援グループ
朝倉地区事務課	人文学部グループ　教育学部グループ　教育学部附属学校園グループ　理学部グループ
物部地区事務課	総務グループ　会計グループ　学務グループ　農学部附属暖地フィールドサイエンス教育研究センターグループ

（プロジェクト対応グループ）

第７条　前条に規定する基本グループのほかに、短期的又は横断的な業務を処理するために、プロジェクト対応グループを置くことができる。

（医学部附属医学情報センター）

第８条　医学部附属医学情報センターに、事務室を置く。

第２節　職の設置等

（事務局長）

第９条　事務局に事務局長を置く。

2　事務局長は、学長の監督の下に事務局の事務を総括し、及び調整する。

（部長）

第10条　事務局の各部に部長を置く。

2　部長は、部の事務を処理する。

（課長）

第11条　事務局の各課に課長を置く。

2　課長は、課の事務を処理する。

（課長補佐）

第 12 条　事務局の各課に課長補佐を置くことができる。

2　課長補佐は、課長を直接補佐し、課の事務を処理する。

（専門職員）

第13条　事務局の各課に専門職員を置くことができる。

2　専門職員は、上司の命を受け、専門的知識又は経験を必要とする特定又は一定範囲の分野の事務を直接処理する。

（技術専門職員）

第14条　事務局の各課に技術専門職員を置くことができる。

2　技術専門職員は、技術職員をもって充て、高度の専門的な技術を必要とする特定又は一定範囲の分野の事務を処理する。

（主任）

第15条　第６条に規定する基本グループに主任を置くことができる。

2　主任は、上司の命を受け、基本グループ所掌の事務に従事する。

第3節　各課等の所掌事務

（秘書課）

第16条　秘書課においては、次の事務をつかさどる。

（1）学長の秘書業務に関すること。

（2）役員の秘書業務に関すること。

（3）役員会、経営協議会、教育研究評議会、学長選考会議、企画戦略機構会議その他の会議(他の課の所掌する会議を除く。)に関し、総括し、及び連絡調整すること。

（4）法人が加盟する団体（他の課の所掌する団体を除く。）との連絡調整に関すること。

（5）学長事務総括本部に関すること。

（6）総合情報センター、総合教育センター、総合研究センター及び国際・地域連携センターの総合調整に関すること。

（7）センター等連合教授会の所掌に関すること。

（8）所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。

（総務企画課）

第17条　総務企画課においては、次の事務をつかさどる。

（1）全学の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。

（2）機密に関すること。

（3）渉外に関すること。

（4）全学の危機管理対応施策に関すること。

（5）学則その他諸規則等の制定及び改廃に関すること。

（6）規則案その他文書類の審査に関すること。

（7）大学改革及び大学の将来構想に係る企画・立案に関すること。

（8）学部、学科、大学院等の設置及び改廃に関すること。

（9）講座に関すること。

(10) 評価に関すること（評価情報課の所掌事務を除く。)。

(11) 大学の中期目標、中期計画及び年度計画に関し、総括し、及び連絡調整すること。

(12) 事業年度に係る業務の実績に関すること。

(13) 中期目標に係る事業報告書に関すること。

(14) 広報の企画及び実施に関すること。

(15) 全学的事項に係る広報物の作成に関すること。

(16) 学報、大学概要及び大学案内の発行に関すること。

(17) 本学の公式ホームページに関すること。

(18) 学内の諸催事等情報収集と提供に関すること。

(19) 報道機関等に対する広報活動・渉外に関すること。

(20) 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づく情報公開に関すること。

(21) 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく個人情報の保護に関すること。

(22) 法人文書ファイル管理簿に関すること。

(23) 公文書の接受、発送及び整理保存に関すること。

(24) 公印（他の課の所掌に属するものを除く。）の管守に関すること。

(25) マスメディアからの情報収集・整理に関すること。

(26) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。

(27) その他他の課の所掌に属しない事務に関すること。

（人事課）

第18条　人事課においては、次の事務をつかさどる。

（1）人事事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。

（2）職員の採用、退職、身分、懲戒及び服務等に関すること（総務管理課の所掌事務を除く。)。

（3）職員の給与（給与計算事務を含む。）及び所得税等に関すること（総務管理課の所掌事務を除く。)。

（4）共済組合に関すること（総務管理課の所掌事務を除く。)。

（5）社会保険及び労働保険に関すること（総務管理課の所掌事務を除く。)。

（6）職員の人事管理に関すること（総務管理課の所掌事務を除く。)。

（7）職員の研修及び出張に関すること（財務課及び総務管理課の所掌事務を除く。)。

（8）職員の評価及び人事考課に関すること。

（9）職員の厚生福祉に関すること（総務管理課の所掌事務を除く。)。

(10) 退職手当に関すること（総務管理課の所掌事務を除く。）。
(11) 労働組合に関すること。
(12) 栄典及び表彰に関すること（総務管理課の所掌事務を除く。）。
(13) 人事記録に関すること（総務管理課の所掌事務を除く。）。
(14) 名誉教授及び客員教授に関すること（総務管理課の所掌事務を除く。）。
(15) 外国人教師及び外国人研究者等の雇用に関すること（総務管理課の所掌事務を除く。）。
(16) 人事に関する委員会に関すること。
(17) 人事に関する訴訟に関すること。
(18) 職員の安全衛生管理に関し、総括し、及び連絡すること。
(19) 職員の健康管理に関すること。
(20) 職場環境の安全衛生に関すること。
(21) その他職員の安全衛生に関すること。
(22) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
(23) その他人事に関すること。

（評価情報課）

第19条　評価情報課においては、次の事務をつかさどる。

（1）情報処理及び情報化推進の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
（2）情報化推進に係る企画・立案に関すること。
（3）情報処理及び情報化推進に関する共通の情報の提供に関すること。
（4）学内ネットワークに関すること。
（5）事務情報化に関すること。
（6）事務用電子計算機器の管理及び運用に関すること。
（7）自己点検・自己評価に関すること。
（8）外部評価に関すること。
（9）評価本部の事務に関すること。
(10) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
(11) その他情報処理、情報化推進及び評価に関すること。

（財務課）

第20条　財務課においては、次の事務をつかさどる。

（1）会計事務及び契約事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
（2）予算の総括事務に関すること。
（3）債権管理の総括事務に関すること。
（4）会計の監査及び検査に関すること。
（5）概算要求に関すること。
（6）決算に関すること。
（7）財務分析に関すること。
（8）物品の総括事務に関すること。
（9）法人財産の総括事務に関すること。
(10) 職員宿舎に関すること（経営企画課の所掌事務を除く。）。
(11) 学内の警備及び防災に関すること。
(12) 収入及び支出に関すること。
(13) 資金の管理に関すること。
(14) 資金の運用・計画に関すること。
(15) 外部資金に関すること（他の課の所掌事務を除く。）。
(16) 共済組合の出納に関すること。
(17) 財務会計システムの総括事務に関すること。
(18) その他会計関係業務に係る情報処理に関すること。
(19) 会計機関の公印の管守に関すること。
(20) 会計関係学内諸規則に関すること。
(21) 企画戦略機構経営・管理推進本部の事務に関すること。
(22) その他会計経理に関すること。
(23) 財務課の所掌に係る諸会議に関すること。
(24) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
(25) その他財務部所掌事務で他の課の所掌に属しない事務を処理すること。

（施設企画課）

第21条　施設企画課においては、次の事務をつかさどる。

（1）施設整備、維持保全の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
（2）施設整備費補助金等に関すること。
（3）施設整備等に係る中期目標、中期計画及び点検評価に関すること。
（4）工事費の実施配分計画に関すること。
（5）工事、設計・監理、保守等の入札及び契約事務に関すること。
（6）施設整備の企画・立案に関すること。
（7）建物及び設備の現状把握、マネージメント

に関すること。
（8）所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
（9）施設関係の訴訟に関すること。
(10) その他施設関係の事務で他の課の所掌に属しない事務を処理すること。

（施設整備課）

第22条　施設整備課においては、次の事務をつかさどる。
（1）施設環境の維持保全及び環境保全に関すること。
（2）工事の実施計画に関すること。
（3）建築工事、土木工事及び設備工事の設計並びに積算に関すること。
（4）建築工事、土木工事及び設備工事の施工管理並びに検査に関すること。
（5）建築環境及び設備環境に係る改修並びに補修工事に関すること。
（6）エネルギーの管理・運用に関すること。
（7）工事・保全に関する諸法令に基づく届出に関すること。
（8）その他学内施設に係る技術的事項に関すること。

（研究協力課）

第23条　研究協力課においては、次の事務をつかさどる。
（1）研究協力、研究助成及び国際交流（学生の国際交流に関する事務を除く。以下この条において同じ。）の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
（2）共同研究に関すること。
（3）受託研究及び寄附金に関すること（財務課の所掌事務を除く。）。
（4）科学研究費補助金に関すること（財務課の所掌事務を除く。）。
（5）学術団体等の助成事業等に関すること。
（6）補助事業による研究者の派遣及び受入れに関すること。
（7）総合研究センターに関すること。
（8）海洋生物教育研究センターに関すること。
（9）海洋コア総合研究センターにおける独立行政法人海洋研究開発機構との連絡・調整に関すること。
(10) 国際交流に係る情報の収集・整理、交渉及び連絡に関すること。
(11) 職員の海外渡航（私事渡航を除く。）に関すること。
(12) 放射性同位元素、遺伝子組換え実験に関すること。
(13) 企画戦略機構研究推進本部の事務に関すること。
(14) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
(15) その他研究協力、研究助成及び国際交流（財務課の所掌事務を除く。）に関すること。

（学術情報課）

第24条　学術情報課においては、次の事務をつかさどる。
（1）総合情報センター（図書館）（分館を含む。以下この条において同じ。）の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
（2）学術情報及び図書館運営についての調査研究に関すること。
（3）図書館資料の選定、収集、受入れ及び更新に関すること。
（4）図書館資料のデータベース作成・更新に関すること。
（5）図書館資料の保存及び配架並びに館内の整備保全に関すること。
（6）図書館資料の閲覧、貸出し及び複写に関すること。
（7）図書館資料の分類及び目録に関すること。
（8）学術情報の調査及び提供に関すること。
（9）総合情報センター（図書館）の利用案内及び広報に関すること。
(10) 総合情報センター（図書館）及び図書館資料の相互利用に関すること。
(11) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
(12) その他総合情報センター（図書館）の運営に関する事務を処理すること。

（地域連携課）

第25条　地域連携課においては、次の事務をつかさどる。
（1）地域連携の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
（2）生涯学習に関すること。
（3）地域貢献及び産学官民連携に関すること。

（4）知的財産の発掘、管理及び活用（国内外の訴訟を含む。）に関すること。
（5）利益相反に関すること。
（6）国際・地域連携センターに関すること。
（7）企画戦略機構地域連携推進本部の事務に関すること。
（8）所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
（9）その他地域連携に関すること。

（学務課）

第26条　学務課においては、次の事務をつかさどる。
（1）学務事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
（2）学生の入学、卒業（修了）学位その他身分（他の課の所掌事務を除く。）に関すること。
（3）入学式・卒業式・修了式に関すること。
（4）教育に係る中期目標・中期計画に関すること。
（5）エルダープロフェッサーに関すること。
（6）教育に係る競争的支援経費に関すること。
（7）学生の修学指導（共通教育）及び生活指導に関すること。
（8）学生の学籍簿の保管に関すること。
（9）学位記（他の課の所掌事務を除く。）に関すること。
(10) 学生の学業成績の整理及び記録に関すること。
(11) 共通教育に関すること。
(12) 教育職員免許状に関すること。
(13) 学芸員に関すること。
(14) 単位互換に関すること。
(15) 学生の諸証明に関すること。
(16) 大学教育創造センターの管理運営に関すること。
(17) 全学の教育に係る委員会（学務部の他の課の所掌する委員会を除く。）に関すること。
(18) 寄宿舎の管理運営に関すること。
(19) 入学料及び授業料等に係る債権発生に関すること。
(20) 入学料及び授業料等の減免及び徴収猶予に関すること。
(21) 奨学金に関すること。
(22) 学生の保健管理及び保健管理センターの管理運営に関すること。
(23) 学生教育研究災害傷害保険等に関すること。
(24) 総合教育センターに関すること。
(25) 企画戦略機構教育推進本部の事務に関すること。
(26) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
(27) その他学務部の所掌事務で他の課の所掌に属しない事務を処理すること。

（学生支援課）

第27条　学生支援課においては、次の事務をつかさどる。
（1）学生の課外活動、学生の福利厚生・資格認定講習、学生の国際交流及び就職支援事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
（2）学生及び学生団体（他の課の所掌事務を除く。）の指導及び助言に関すること。
（3）課外活動（他の課の所掌事務を除く。）に関すること。
（4）課外活動施設の管理（他の課の所掌事務を除く。）に関すること。
（5）学生の福利厚生施設（他の課の所掌事務を除く。）の管理に関すること。
（6）学生のボランティア活動（他の課の所掌事務を除く。）に関すること。
（7）インターンシップ及び資格認定講習に関すること。
（8）就職指導及び就職支援（他の課の所掌事務を除く。）に関すること。
（9）外国人留学生（他の課の所掌事務を除く。）に関すること。
(10) 学生の海外留学（他の課の所掌事務を除く。）に関すること。
(11) 留学生センターの管理運営に関すること。
(12) 国際交流会館の管理（他の課の所掌事務を除く。）に関すること。
(13) 総合教育センターに関すること。
(14) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
(15) その他学生支援に関し、学務部の所掌事務で他の課の所掌に属しない事務を処理すること。

（入試課）

第28条　入試課においては、次の事務をつかさどる。
（1）入学者選抜に係る事務に関し、総括し、及

び連絡調整すること。
（2）大学入試センター試験の実施に関すること。
（3）入学者選抜の実施（物部地区事務課の所掌事務を除く。）に関すること。
（4）入学者選抜に係る調査、統計、分析、改善及び報告に関すること。
（5）入学者選抜に係る情報開示に関すること。
（6）アドミッションセンターに関すること。
（7）総合教育センターに関すること。
（8）その他入学者選抜に関すること。

（総務管理課）

第29条　総務管理課においては、医学部に係る次の事務をつかさどる。
（1）医学部・病院の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
（2）機密に関すること。
（3）儀式その他諸行事に関すること。
（4）教授会その他の会議（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
（5）諸規則等の制定及び改廃に関すること。
（6）加盟の団体（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
（7）渉外に関すること。
（8）公印（他の課の所掌に属するものを除く。）の管守並びに公文書類の発受及び整理保存に関すること。
（9）献体事務に関すること。
(10) 卒後臨床研修に係る事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
(11) 病院の研修生等の実習及び研修関係に関すること。
(12) 職員の人事に関すること。
(13) 職員の給与及び退職手当に関すること。
(14) 職員の人員管理に関すること。
(15) 職員の研修及び出張に関すること。
(16) 職員の勤務評定（教員を除く。）に関すること。
(17) 栄典及び表彰に関すること。
(18) 人事記録に関すること。
(19) 共済組合の長期給付に関すること。
(20) 職員の厚生福祉及び災害補償に関すること。
(21) 名誉教授、客員教授等に関すること。
(22) 外国人教師及び外国人研究員等の雇用に関すること。
(23) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
(24) その他他の課の所掌に属しない事務を処理すること。

（経営企画課）

第30条　経営企画課においては、医学部に係る次の事務をつかさどる。
（1）会計事務及び契約事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
（2）予算に関すること。
（3）病院経営の分析改善に関すること。
（4）警備及び防災に関すること。
（5）職員宿舎に関すること。
（6）科学研究費補助金等の経理に関すること。
（7）寄附金に関すること。
（8）物品の管理に関すること。
（9）その他会計経理に関すること。
(10) 施設環境の維持保全に関すること。
(11) 工事の実施計画に関すること。
(12) 建築工事及び土木工事の設計及び積算に関すること。
(13) 建築工事及び土木工事の施工管理及び検査に関すること。
(14) 建築環境に係る改修及び補修工事に関すること。
(15) 設備工事の設計及び積算に関すること。
(16) 設備工事の施工管理及び検査に関すること。
(17) 設備環境に係る改修及び補修工事に関すること。
(18) 病院エネルギーセンターの運転に関すること。
(19) その他学内施設に係る技術的事項に関すること。
(20) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。

（学生・研究支援課）

第31条　学生・研究支援課においては、医学部に係る次の事務をつかさどる。
（1）学生（大学院学生を含む。以下「学生」という。）の教務及び厚生補導に関し、総括し、及び連絡調整すること。
（2）学生の修学指導に関すること。
（3）教育課程の編成及び授業に関すること。

（4）研究生、科目等履修生及び特別聴講学生等に関すること。
（5）学生の履修登録及び成績・学籍に関すること。
（6）学生の入学、卒業（修了）、学位その他身分に関すること。
（7）学生の課外活動に関すること。
（8）学生及び学生団体の指導助言に関すること。
（9）課外活動施設及び体育施設に関すること。
(10) 学生厚生施設の管理運営及び厚生事業に関すること。
(11) 学生の生活支援及び経済援助に関すること。
(12) 入学料及び授業料の減免及び徴収猶予並びに奨学金に関すること。
(13) 学生の就職指導及び就職試験に関すること。
(14) 医師国家試験、保健師国家試験及び看護師国家試験に関すること。
(15) 保健管理センター医学部分室の事務に関すること。
(16) 学生の学生教育研究災害傷害保険等に関すること。
(17) 学生の諸証明に関すること。
(18) 医学部後援会に関すること。
(19) 大学院公開セミナーにおける事務に関すること。
(20) 留学生及び研究支援に関し、総括し連絡調整すること。
(21) 外国人留学生に関すること。
(22) 学生の海外留学に関すること。
(23) 国際交流会館（岡豊）に関すること。
(24) 外国人研究者の受入れに関すること。
(25) 国際交流に関すること。
(26) 地域貢献に関すること。
(27) 寄附金の受入れ及び報告に関すること。
(28) 受託研究の受入れ及び報告に関すること。
(29) 科学研究費補助金の申請及び報告に関すること。
(30) 研究助成の申請及び報告に関すること。
(31) 受託研究員その他研究員等の受入れに関すること。
(32) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
(33) その他学生及び研究支援に関すること。

（医療サービス課）

第32条　医療サービス課においては、次の事務をつかさどる。
（1）医事業務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
（2）患者に関すること。
（3）安全管理に関すること。
（4）医事訴訟に関すること。
（5）診療報酬に関すること。
（6）診療契約及び各種申請・届出に関すること。
（7）治験に関すること。
（8）患者給食に関すること。
（9）病歴管理に関すること。
(10) 地域医療機関との連携に関すること。
(11) 医学部附属病院のボランティアに関すること。
(12) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
(13) その他病院の医療事務に関すること。

（朝倉地区事務課）

第33条　朝倉地区事務課においては、人文学部、教育学部及び理学部に係る次の事務をつかさどる。
（1）教授会その他諸会議に関すること。
（2）学部の庶務関係事務に関すること。
（3）学部の会計関係事務に関すること。
（4）学部の教務関係事務（学務課の所掌を除く。）に関すること。
（5）学部における附属施設に係る事務に関すること。
（6）附属学校園に係る事務に関すること
（7）所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
（8）その他学部事務について、事務局各課及び他機関との連絡調整に関すること。

（物部地区事務課）

第34条　物部地区事務課においては、農学部及び大学院黒潮圏海洋科学研究科（以下この条において「学部等」という。）並びに海洋コア総合研究センター及び遺伝子実験施設（以下この条において「センター等」という。）に係る次の事務をつかさどる。
（1）教授会その他諸会議（センター等に係る研究協力部の所掌事務を除く。）に関すること。

（２）庶務関係事務（センター等に係る研究協力部の所掌事務を除く。）に関すること。
（３）会計関係事務（センター等に係る研究協力部の所掌事務を除く。）に関すること。
（４）教務関係事務（学務課の所掌を除く。）に関すること。
（５）附属暖地フィールドサイエンス教育研究センターに係る事務に関すること。
（６）物部地区における地域連携及び高大連携に関すること
（７）農学部の推薦入学、特別選抜の実施及び編入学入試の学生募集・実施
（８）大学院農学研究科及び大学院黒潮圏海洋科学研究科の学生募集及び入試の実施
（９）所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
(10) その他学部等事務について、事務局各課、室及び他機関との連絡調整に関すること。

（室）
第35条　第５条の室においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
（１）総合センター室　第16条第６号及び第７号
（２）広報室　第17条第14号から第19号及び第26号
（３）安全衛生管理室　第18条第18号から第22号
（４）就職室　第27条第８号、第14号及び第15号
（５）留学室　第27条第９号から第12号、第14号及び第15号

（医学部附属医学情報センター）
第36条　第８条の医学部附属医学情報センター（以下この条において「センター」という。）に置く事務室においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
（１）センターが管理するシステムの企画及び開発に関すること。
（２）センターが管理するシステムの操作指導及び研修に関すること。
（３）センターが管理するシステムの運用に関すること。
（４）センターが管理するシステムのデータ及びプログラムの保護管理に関すること。
（５）所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
（６）その他センターの事務に関すること。

附　則
この規則は、平成17年７月１日から施行する。

改正理由

1　平成17年７月１日付けの事務組織改編に伴う、部局課等名称の変更及び係の廃止・グループ制の導入による改正。
2　学長事務総括本部の設置に伴う改正。
3　理事の担当する部を新たに規定。
4　各課所掌事務の見直し。
5　企画戦略機構の担当課を新たに規定。
6　総合センター設置に伴い、担当課を新たに規定。
7　課に置く室の所掌事務を新たに規定。
8　医学部附属医学情報センターの所掌事務を新たに規定。

国立大学法人高知大学規則第561号

国立大学法人高知大学法人監査室規則を次のように定める。

平成17年７月１日
国立大学法人高知大学長　相　良　祐　輔

国立大学法人高知大学法人監査室規則

（趣旨）
第１条　この規則は、国立大学法人高知大学組織規則第９条第２項の規定に基づき、法人監査室の所掌事務の範囲を定めるものとする。

（組織）
第２条　法人監査室に室長及び室員を置く。

（業務）
第３条　法人監査室は、学長の下に置き、大学の業務運営について、財務運営等に関する法令、予算等に基づく監査のほか、業務の適正、合理的かつ効率的な運営を期するため、次の各号に掲げる業務を行う。
（１）内部監査に関すること。
（２）外部監査人との連絡調整に関すること。
（３）監事の業務の支援に関すること。
（４）所掌事務の調査、統計及び報告に関すること。

附　則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

制定理由

新たに規定し、組織等を明確化するため。

国立大学法人高知大学規則第562号

国立大学法人高知大学公印規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年9月30日

国立大学法人高知大学長　相　良　祐　輔

国立大学法人高知大学公印規則の一部を改正する規則

国立大学法人高知大学公印規則（平成 16 年規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1（第3条、第7条関係）中

「

高知大学海洋コア総合研究センターの印	25	研究協力課長	研究支援グループ専門職員

」

を

「

高知大学海洋コア総合研究センターの印	25	物部地区事務課長	総務グループ専門職員

」

に改める。

別表第2（第3条、第7条関係）中

「

高知大学海洋コア総合研究センター長の印	23	研究協力課長	研究支援グループ専門職員

」

を

「

高知大学海洋コア総合研究センター長の印	23	物部地区事務課長	総務グループ専門職員

」

に改める。

附　則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

改正理由

平成17年10月1日付けで、海洋コア総合研究センター長を、同センターの専任教員が兼務することになり、公印管守責任者及び公印管守補助者を、物部地区事務課所属の職員に変更するため。

国立大学法人高知大学規則第563号

高知大学海洋コア総合研究センター規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年9月30日

国立大学法人高知大学長　相　良　祐　輔

高知大学海洋コア総合研究センター規則の一部を改正する規則

高知大学海洋コア総合研究センター規則（平成 16 年規則第355号）の一部を次のように改正する。

第13条中「研究協力部研究協力課」を「物部地区事務課及び研究協力部研究協力課」に改める。

附　則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

改正理由

平成17年10月1日付けで海洋コア総合研究センター長が、物部地区の専任教員となったことにより、キャンパス完結型の事務を実行するため、海洋コア総合研究センターに係る事務を、物部地区事務課と研究協力部研究協力課の2課で分担することとするため。

国立大学法人高知大学規則第564号

高知大学大学院医学系研究科規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年11月22日

国立大学法人高知大学長　相　良　祐　輔

高知大学大学院医学系研究科規則の一部を改正する規則

高知大学大学院医学系研究科規則（平成16年規則第325号）の一部を次のように改正する。

別表第2（第5条関係）表中

「

生活機能の障害と医療・福祉	2		2

」

を

「

生活機能の障害と医療・福祉	2		2
医療管理	2		2

」

に改め、同表欄外履修方法第２号中「５科目中」を「６科目中」に改める。

附　則

この規則は、平成 18 年４月１日から施行し、平成 18 年度入学生から適用する。

改正理由

社会医学系の選択科目（B）に「医療管理」を追加することにより、科目を充実させるもの。

国立大学法人高知大学規則第 565 号

高知大学大学院医学系研究科学位規則実施細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 17 年 12 月６日

国立大学法人高知大学長　相　良　祐　輔

高知大学大学院医学系研究科学位規則実施細則の一部を改正する規則

高知大学大学院医学系研究科学位規則実施細則（平成 16 年規則第 328 号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項第３号中「又は医員（研修医）」を削り、同項第４号中「専攻科学生並びに研究生及び専攻生等」を「研究生」に改める。

附　則

この規則は、平成 17 年 12 月６日から施行する。

改正理由

平成16年度以降の臨床研修の義務化に伴い従来の研究歴に関する取扱いを見直すため。

国立大学法人高知大学規則第 566 号

高知大学医学部長候補者選考規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 17 年 12 月 20 日

国立大学法人高知大学長　相　良　祐　輔

高知大学医学部長候補者選考規則の一部を改正する規則

高知大学医学部長候補者選考規則（平成 16 年規則第 221 号）の一部を次のように改正する。

第１条中「高知大学医学部長候補者」を「高知大学学則第 15 条に基づき、高知大学医学部長候補者」に改める。

第５条第１項中「選考」を「選考を」に改める。

第６条本文中「次の各号に掲げる者」を「第１次選挙資格者から推薦された教授で、学部長に就任する意思があることを公示前に委員会が確認した者」に改め、同条第１号及び第２号を削る。

第７条第２項中「外国旅行」を「海外渡航」に改める。

第８条第３項中「ものとする」を削る。

第９条第３項中「過半数を得た者を学部長候補者」を「得票数上位の者を学部長候補者」に改め、次の２項を加える。

４　前項において、得票同数の場合は、年長者を学部長候補者とする。

５　委員会委員長は、第２次選挙の結果を速やかに教授会に報告するとともに、公示する。

附　則

この規則は、平成 17 年 12 月 20 日から施行する。

改正理由

医学部長候補者選考を円滑に行うため、及び字句の修正。

国立大学法人高知大学規則第567号

高知大学医学部長候補者選考規則施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年12月20日

国立大学法人高知大学長　相　良　祐　輔

高知大学医学部長候補者選考規則施行細則の一部を改正する規則

高知大学医学部長候補者選考規則施行細則（平成16年規則第222号）の一部を次のように改正する。

第１条中「ものとする」を削る。

第２条第１項中「ただし、代理者の推薦は認めない。」を削り、同条第２項中「ものとする」を削る。

第３条第４項及び第６項中「ものとする」を削る。

第４条中「、選挙資格者から事前に請求があった場合は」及び「ものとする」を削る。

第５条本文、第６条第１項、第７条及び第９条第２項中「ものとする」を削る。

第13条を削る。

第14条第１項本文中「白票及び」を削り、同条を第13条とする。

第15条を第14条とする。

第16条中「別に」を削り、同条を第15条とする。

別記様式第１号（第２条関係）を次のように改める。

別記様式第１号（第２条関係）

医学部長候補者推薦用紙

候　補　者 （ふりがな） 氏　　名	
推薦理由等 推薦者氏名　　印	

（裏　　面）

附　則

この規則は、平成17年12月20日から施行する。

改正理由

医学部長候補者選考を円滑に行うため、及び字句の修正。

国立大学法人高知大学規則第 568 号

高知大学教育学部附属教育実践総合センター長選考規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 18 年１月 11 日

国立大学法人高知大学長　相　良　祐　輔

高知大学教育学部附属教育実践総合センター長選考規則の一部を改正する規則

高知大学教育学部附属教育実践総合センター長選考規則（平成 16 年規則第 184 号）の一部を次のように改正する。

第４条第１号中「、副学長」を削る。

附　則

この規則は、平成 18 年１月 11 日から施行し、平成 18 年１月１日から適用する。

改正理由

副学長は、教育学部の所属とならないため、削除するもの。

国立大学法人高知大学規則第 569 号

高知大学大学院理学研究科委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 18 年１月 18 日

国立大学法人高知大学長　相　良　祐　輔

高知大学大学院理学研究科委員会規則の一部を改正する規則

高知大学大学院理学研究科委員会規則(平成 16 年規則第 324 号）の一部を次のように改正する。

第４条第９項を第 10 項とし､第８項の次に次の１項を加える。

９　委員会は、必要に応じ小委員会を置き、権限を委譲することができる。

附　則

この規則は、平成 18 年４月１日から施行する。

改正理由

下部委員会に理学研究科委員会の権限を委譲させるために改正するものである。

国立大学法人高知大学規則第 570 号

高知大学国際・地域連携センター利用規則を次のように定める。

平成 18 年１月 26 日

国立大学法人高知大学長　相　良　祐　輔

高知大学国際・地域連携センター利用規則

（趣旨）

第１条　この規則は、高知大学国際・地域連携センター規則第 17 条の規定に基づき、高知大学国際・地域連携センター（以下「センター」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

（利用の原則）

第２条　センターの利用は、民間機関等との共同研究、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー、レンタルラボラトリー及びレンタルオフィス等の機能、社会との連携に資するため、センターが必要と認めるものとする。

（利用者の資格）

第３条　センターを利用することができる機関及び者は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）本学の職員及び学生

（２）共同研究を行う民間機関等

（３）その他センター長が特に必要と認めた機関及び者

（利用の手続）

第４条　センターを利用しようとする者は、所定の利用申請書（別紙様式第１号又は第２号）をセンター長に提出し、利用の承認を受けなければならない。

２　センター長は､前項の申請を承認したときは、その旨を申請者に通知するものとする。前項の承認の期間は、当該年度とする。ただし、必要があると認めるときは、年度を超えて承認することができる。

（変更の届出及び承認）

第５条　センターの利用を承認された者（以下「利用者」という。）は、利用申請書に記載した事項について変更しようとするとき又は変更を生じたときは、速やかに再申請し、承認を受けなければならない。

（利用の報告）

第６条　センター長は、必要に応じて利用者に対し、利用に係る事項について報告を求めることができる。

（立入り）
第７条　センター長は、センターの管理上必要があるとき、又は緊急の必要があるときは、利用の室に立入り、必要な措置を講じることができる。
（規則等の遵守）
第８条　利用者は、この規則及び利用許可条件等を遵守しなければならない。
２　センター長は、利用者が前項に違反し、又はセンターの運営に支障を与えるおそれがある場合は、利用の承認を取り消すことができる。
（利用料）
第９条　センター長は、利用者から利用料を徴収することができる。
２　利用料は、前納とし、既納の利用料は、原則として返還しない。
３　第１項の利用料については、別に定める。
（費用の負担）
第10条　利用者は、次の各号に掲げる費用を負担しなければならない。
（１）研究機器・備品の搬入及び撤去に要する費用
（２）廃棄物、廃液等の保管及び処理に要する費用その他環境衛生の維持に要する費用
（３）その他利用者の負担とすべき費用
（安全衛生管理）
第11条　利用者は、安全及び衛生のために必要な措置をとらなければならない。
（施設の保全義務）
第12条　利用者は、利用承認条件を遵守し、善良な管理者の注意をもってセンターを利用しなければならない。
２　利用者は、実験室等の模様替、改造その他現状を変更してはならない。ただし、事前に書面をもってセンター長の承認を得た場合は、この限りでない。
３　利用者は、利用承認の取消がされたとき又は利用期間が満了したときは、原状に回復し、センター長の確認を受けなければならない。
（機器の搬入等）
第13条　利用者は、研究等に必要な機器類等を搬入しようとするときは、所定の申請書（別紙様式第３号）をセンター長に提出し、その承認を受けなければならない。
（損害の賠償）
第14条　利用者は、故意又は過失により建物又は設備を破損した場合は、その損害を賠償しなければならない。
（雑則）
第15条　この規則に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附　則
この規則は、平成18年４月１日から施行する。

制定理由

センター施設・設備の利用促進のため、従来の共同研究のみの利用に加え、レンタルラボラトリー、レンタルオフィスとしての機能を付加することにより、地域とのより緊密な連携を推進し、地域社会における人材の育成、科学の発展、技術開発及び産業の活性化により一層貢献するため制定するものである。

人　　事

○人事異動

[教育職員]

【退職】

発令年月日	氏　名	異動後の所属・職	元所属・職
H17.12. 4	泉　谷　知　明		医学部附属病院　助手
H17.12.31	甲　田　茂　樹		医学部　教授

【採用】

発令年月日	氏　名	異動後の所属・職	元所属・職
H17.11. 1	川　田　通　広	医学部附属病院　助手	
H17.12. 1	島　村　智　子	農学部　助教授	
H18. 1.16	有　川　幹　彦	医学部　助手	

【有期雇用】

発令年月日	氏　名	異動後の所属・職	元所属・職
H17.12. 1	山　崎　和　子	医学部　助手	
H18. 1. 1	桑　山　善　夫	医学部附属病院　助手	

【昇任】

発令年月日	氏　名	異動後の所属・職	元所属・職
H17.11. 1	野　口　政　隆	医学部　助教授	医学部附属病院　講師
	北　岡　智　子	医学部附属病院　講師	医学部　助手
H17.12. 1	西　岡　明　人	医学部　助教授	医学部附属病院　講師
H18. 1. 1	杉　本　健　樹	医学部附属病院　講師	医学部　助手
	並　川　　努	医学部附属病院　講師	医学部附属病院　助手
	武　政　龍　一	医学部附属病院　講師	医学部附属病院　助手

【配置換】

発令年月日	氏　名	異動後の所属・職	元所属・職
H17.11. 1	島　津　朱　美	医学部　助手	医学部附属病院　助手
	武　政　龍　一	医学部附属病院　助手	医学部　助手
H17.12. 1	久保田　　敬	医学部附属病院　助手	医学部　助手
H18. 1. 1	秋　森　豊　一	医学部　助手	医学部附属病院　助手

【任期更新】

発令年月日	氏　名		元所属・職
H17.11. 1	片　岡　賢　一	H22.10.31 まで	医学部附属病院　助手

【研究休職】

発令年月日	氏　名		元所属・職
H18．1．1	齊　藤　華　子	H18.12.31まで	医学部附属病院　助手

【育児休業】

発令年月日	氏　名		元所属・職
H18．1．6	都　留　英　美	H18．7.14まで	医学部附属動物実験施設　助手

【育児休業延長】

発令年月日	氏　名		元所属・職
H18．1．1	岩　佐　和　幸	H18．1.31まで	人文学部　助教授

【兼務命】

発令年月日	氏　名	兼務職	所属・職
H17.11．1 H17.12．1	木　下　　泉 ｶﾞﾙｼｱ ﾃﾞﾙ ｻｽ ｴﾊﾞ	海洋生物教育研究センター長 国際・地域連携センター国際交流部門	海洋生物教育研究センター　教授 医学部　助手

[事務系職員]

【退職】

発令年月日	氏　名	異動後の所属・職	元所属・職
H17.11．1	山　本　たか子		朝倉地区事務課教育学部グループ主任
H17.12.31	川久保　真　樹	京都大学	医学部・病院事務部経営企画課企画・会計グループ　係員
	筒　井　良　恵		医学部附属病院　看護師
	矢　野　裕　美		医学部附属病院　看護師
	坂　口　真　由		医学部附属病院　看護師

【採用】

発令年月日	氏　名	異動後の所属・職	元所属・職
H17.11．1	川　内　博　文	朝倉地区事務課教育学部グループ	
H17.12.19	長　山　　愛	医学部附属病院　看護師	
	宮　崎　綾　子	医学部附属病院　看護師	
	山　下　ひとみ	医学部附属病院　看護師	

【昇任】

発令年月日	氏　名	異動後の所属・職	元所属・職
H17.11. 1	小　吉　百　合	研究協力部学術情報課分館サービスグループ　主任	研究協力部学術情報課分館サービスグループ　係員

【配置換】

発令年月日	氏　名	異動後の所属・職	元所属・職
H17.12. 1	山　崎　雅　賀	学務部学生支援課就職支援グループ専門職員（就職室兼務）	学務部入試課大学入試センター試験グループ　専門職員
	松　本　繁　代	学務部入試課大学入試センター試験グループ　主任	学務部学生支援課就職支援グループ主任（就職室兼務）

【育児休業】

発令年月日	氏　名		元所属・職
H17.11.22	秋　山　由　貴	H18.12.31 まで	医学部附属病院　看護師
H17.12. 9	笠　原　智　代	H18.10.12 まで	医学部附属病院　看護師
H17.12.21	武　市　光　世	H19.10.24 まで	医学部附属病院　看護師
H18. 1. 6	豊　田　ゆ風子	H18. 4.30 まで	医学部附属病院　助産師
H18. 1. 7	近　藤　玲　子	H18.11.10 まで	医学部附属病院　看護師
H18. 1.15	岩　崎　文　佳	H19.11.30 まで	朝倉地区事務課人文学部グループ主任
	高　石　浩　子	H18.11.18 まで	医学部附属病院　看護師

【育児休業延長】

発令年月日	氏　名		元所属・職
H18. 1.15	仁井田　恵　子	H18. 5.14 まで	医学部附属病院　看護師

【育児休業復帰】

発令年月日	氏　名	異動後の所属・職	
H17.12. 1	津　村　早　保	医学部附属病院　看護師	
	西　岡　香　織	医学部附属病院　看護師	
	加志崎　裕　子	医学部附属病院　看護師	

【改姓】

発令年月日	氏　名	所属・職	旧　姓
H17.12.10	西　原　真　由	医学部附属病院　看護師	坂　口
H17.12.22	坂　本　智　生	医学部附属病院　看護師	宮　崎

○叙位・叙勲

【秋の叙勲受章】

高知大学名誉教授　長　崎　　亀　氏

叙勲：瑞宝中綬章（平成 17 年 11 月 3 日）

高知大学名誉教授　吉　田　花　子　氏

叙勲：瑞宝中綬章（平成 17 年 11 月 3 日）

元高知医科大学医学部附属病院看護部副看護部長　藤　川　加米子　氏

叙勲：瑞宝単光章（平成 17 年 11 月 3 日）

【死亡叙位叙勲】

高知大学名誉教授　松　浦　正　視　氏

叙位：従四位（平成 18 年 1 月 15 日）

○平成 17 年度永年勤続者

所属及び職名	氏　名	所属及び職名	氏　名
企画部総務企画課 専門職員	山　中　敏　正	研究協力部学術情報課 専門職員	田　所　千峰子
学務部学務課 主任	堅　田　孝　光	学務部学生支援課 専門職員	松　本　孝　子
学務部学生支援課 専門職員	北　岡　由三子	物部地区事務課 専門職員	髙　橋　晃　子
物部地区事務課 主任	渡　邉　善　雄	医学部・病院事務部総務管理課 専門職員	深　田　規　嗣
医学部・病院事務部総務管理課 主任	泉　田　由　紀	医学部・病院事務部総務管理課 主任	赤　木　正　美
医学部・病院事務部経営企画課 主任	末　本　淳　志	医学部・病院事務部医療サービス課主任	屋　地　和　幸
医学部 技術専門職員	山　口　拓　也	医学部 技術専門職員	宮　原　康　代
医学部附属病院検査部 臨床検査技師	西　森　康　悦	医学部附属病院放射線部 診療放射線技師	森　尾　一　夫
医学部附属病院薬剤部 薬剤師	吉　岡　三　郎	医学部附属病院看護部 副看護師長	有　田　実作子
医学部附属病院看護部 副看護師長	長　野　三　紀	医学部附属病院看護部 副看護師長	横　山　道　佳
医学部附属病院看護部 看護師	池　　眞　紀	医学部附属病院看護部 看護師	河　添　好　江
医学部附属病院看護部 看護師	楠　瀬　悦　子	医学部附属病院看護部 看護師	中　内　千　昭

会　　議

○第 38 回役員会（11 月９日）

議事

審議事項

1．平成 16 年度に試行した「教員の総合的活動自己評価」に関する報告書（案）について
2．理学部助手への任期制導入に伴う規則改正について
3．高知大学学年暦の見直しについて
4．倫理・人権・苦情処理委員会での審議事項について

報告事項

1．国立大学法人高知大学総合教育センター設置（案）について
2．高知市中心市街地活性化推進懇話会の設立について
3．アスベスト調査結果について
4．会議等報告
5．平成 18 年度科学研究費補助金申請状況について

○第 39 回役員会（11 月 24 日）

議事

審議事項

1．高知大学大学院改組計画について
2．学内ネットワークシステムの再構築について
3．災害用井戸及び災害用機材等備蓄庫の設置について
4．人事給与システムの導入について

報告事項

1．平成 17 年度 年度計画進捗状況及び「年度計画」等作成スケジュールについて
2．平成 17 年度オープンキャンパスの報告について
3．平成 18 年度科学研究費補助金申請結果について
4．中間（上半期）決算について
5．月次決算（10 月分）について
6．ＦＭ高知の番組企画（12 月）及びＲＫＣラジオ番組「高知大学ラジオ公開講座」（12 月）予定について
7．高知大学学生募集ポスターデザインコンテストの結果及び公共交通機関への広告計画について
8．平成 18 年度予算の編成等に関する建議について

○第 40 回役員会（12 月 14 日）

議事

審議事項

1．平成 17 年度部局内プレ評価について
2．高知大学学則の一部改正について
3．高知大学環境保全委員会規則の一部改正について
4．高知大学医学部附属病院内保育施設の設置について

報告事項

1．会議等報告
2．平成 17 年度給与改定について（人事委員会等報告）
3．平成 17 年度 大学教育改革の支援充実経費の要求実績について
4．中間（上半期）決算について
5．国立大学法人高知大学事務局憲章の制定について
6．監事監査報告について
7．第２回国立大学法人等監事協議会総会について

○第 41 回役員会（12 月 26 日）

議事

審議事項

1．平成 17 年度教員の総合的活動自己評価の実施について
2．国立大学法人高知大学職員給与規則等の一部改正について
3．国立大学法人高知大学における授業料等費用に関する規則の一部改正について
4．処分案件について

報告事項

1．平成 18 年度概算要求状況等について
2．月次決算（11 月分）について
3．ＦＭ高知及びＲＫＣラジオ番組企画（１月）

予定並びに放送時間の変更等について

○第 42 回役員会（1 月 11 日）

議事

審議事項

1．四国ＴＬＯについて

報告事項

1．平成 17 年度高知大学研究顕彰制度「大学院生研究奨励賞・若手教員研究優秀賞」の選考結果について

2．平成 17 年度第３四半期外部資金受入状況及び研究助成応募・採択状況について

3．高知イメージキャラクター募集について

4．その他

○第 43 回役員会（1 月 25 日）

議事

審議事項

1．大学院改組について

2．国立大学法人高知大学特殊勤務手当細則の改正について

3．高知大学防災管理規則の制定について

4．利益剰余金について

報告事項

1．会議等報告

2．平成 18 年度大学入試センター試験の実施について

3．国立科学博物館の出展企画について

4．平成 19 年度概算要求等について

5．資金運用結果について

6．月次決算（12 月分）について

7．高知大学医学部附属病院ＰＥＴセンターの進捗状況について

8．ＦＭ高知及びＲＫＣラジオ番組企画（２月）予定について

9．その他

○第 7 回経営協議会（12 月 15 日）

議事

1．平成 17 年度年度計画進捗状況について

2．高知大学大学院改組計画について

3．平成 17 年度給与改定について

4．平成 17 年度中間決算について

5．高知大学医学部附属病院内保育施設の設置について

6．その他

○第 13 回教育研究評議会（11 月 18 日）

議事

1．国立大学法人高知大学職員就業規則の改正について

2．理学部助手への任期制導入に伴う規則改正について

3．高知大学学則の改正について

4．高知大学における授業科目の履修登録単位の上限に関する規則の改正について

5．高知大学学年暦の見直し（案）について

6．大学院（博士・修士）の在り方検討ＷＧ（文系・理系）の報告について

7．高知大学大学院改組計画について

8．平成 16 年度に試行した「教員の総合的活動自己評価」に関する報告書について

9．高知大学研究顕彰制度について

10．平成 17 年度第１、第２四半期外部資金受入状況及び研究助成応募・採択状況について

11．平成 18 年度科学研究費補助金申請結果について

12．平成 17 年度発明等届出一覧表（上半期）について

13．学内共通掲示板への市民からの意見の掲載について

(2) 科学技術に関する基本政策に対する答申（案）ついて

○第 14 回教育研究評議会（1 月 6 日）

議事

1．平成 17 年度 教員の総合的活動自己評価の実施について

2．高知大学学則の一部改正について

3．平成 17 年度 大学教育改革の支援充実経費の要求実績について

4．平成 18 年度概算要求状況等について

5．文部科学省説明会及び国立大学協会臨時総

会報告について
6．処分案件について
7．その他

○第 15 回教育研究評議会（１月 27 日）
議事
1．人件費の削減について
2．大学院改組について
3．国立科学博物館の出展企画について
4．その他

○第７回入試企画実施機構会議（11 月７日）
議事
審議事項
1．平成 18 年度大学入学者選抜大学入試センター試験実施要項（案）について
2．平成 18 年度センター試験監督者説明会について
3．平成 18 年度高知大学入学者選抜試験実施体制（推薦入学Ⅰ）について
4．大学入試センター試験「数学」の『簿記・会計』を選択できるものの取扱いについて
5．平成 18 年度高知大学「進学担当者説明会」実施要領（案）について
6．平成 18 年度オープンキャンパス（案）について
7．平成 18 年度（平成 19 年度）行事予定について
報告事項
1．平成 18 年度人文･理学部第３年次編入学試験の入学確約状況について
2．平成 18 年度医学部ＡＯ入試･第３年次編入学試験の実施状況について
3．平成 18 年度推薦入学Ⅰの出願状況について
4．平成 17 年度高校生のための大学説明会（オープンキャンパス）（第２回）について

○第８回入試企画実施機構会議（12 月５日）
議事
審議事項
1．平成 18 年度高知大学入学者選抜試験実施体制（前期日程・後期日程）について
2．平成 18 年度高知大学入学者選抜試験実施体制（推薦Ⅱ・特別選抜・私費外国人留学生）について
3．大学入試センター試験実施要項（案）の変更について
4．大学入試センター試験「数学」の『簿記・会計』を選択できるものの取扱いについて（継続）
5．平成 18 年度オープンキャンパス（案）について（継続）
6．平成 18 年度（平成 19 年度）行事予定について（継続）
7．平成 20 年度入学者選抜試験に係る変更について
8．その他
報告事項
1．平成 18 年度推薦入学Ⅰ実施状況について
2．平成 18 年度大学入試センター試験の志願者数等について
3．その他：センター試験の問題封入について

○第２回全学入学試験委員会（１月６日）
議事
審議事項
1．平成 18 度大学入試センター試験の実施について
報告事項
なし

諸　　報

○秋の催し多彩に！

高知大学では秋の催しを多彩に実施した。10 月 22 日・23 日には岡豊キャンパスにおいて第 25 回南風祭（みなかぜさい）を、続いて 11 月 3 日から 5 日に朝倉キャンパスで第 56 回黒潮祭を、また 11 月 5 日には物部キャンパスで一日公開を開催した。

南風祭はダンス・ライブ企画など多くのイベントがあり、高知の有名洋菓子店が数多く出店するSweets Townや学生による模擬店も大いに賑わった。

黒潮祭には地域からの温かい応援もあって模擬店は 120 を超え、たくさんのイベントやアトラクションが催され、地域にとけこんだ賑わいが印象に残る大学祭であった。

物部キャンパスで開催された「一日公開」は地域住民の方々にキャンパスを開放し、各施設で日頃の教育研究活動を理解してもらえるよう様々な講義、実験、体験コーナーなどを企画した。毎年楽しみにしている幼児、小中学生、高校生もいて、家族連れなど多数の方々が参加して一日を楽しんだ。

この他の日にも各サークルの発表会などが多数開催され、どの催しも大勢の来訪者で賑わい、地域の大学としての高知大学をアピールした。

南風祭風景（岡豊キャンパス）

黒潮祭風景（朝倉キャンパス）

一日公開風景（物部キャンパス）

○学生募集ポスターデザインコンテスト

高知大学は、学生募集用ポスターのデザインコンテストを実施した。

このコンテストは、「在学生」による柔軟な発想からのデザインとそれに相応しいキャッチコピーを創作してもらい、本学のイメージの向上と学生確保に役立てようと企画されたものである。

多数の応募作品の中から、厳正な審査の結果、人文学部４年生浦志さんと樫村さんの合作「大学を、あなたらしくデザインする。」をキャッチコピーとした作品が最優秀賞に輝いた。優秀賞は大学院人文社会科学研究科１年の藤浦さんの「南国土佐から駈ける夢」が選ばれ、佳作には最優秀賞と同じく浦志さんと樫村さんの合作「バーチャルじゃなくて、リアルな学び。」がそれぞれ選ばれた。

11 月 16 日に学長室で表彰式が行われ、相良学長から感謝の言葉とともに表彰状と記念品が贈られた。引き続いて受賞者、相良学長、河本事務局長によりポスターのコンセプトや学生から見た高知大学の現状などについての懇談が和やかに行われた。

作品は公共交通機関への中吊り広告や広報誌などの広報活動に活用している。

相良学長（左）と受賞者と河本事務局長（右）

○第 45 回室戸貫歩

空手道部主催の第 45 回室戸貫歩が 11 月 26 日・27 日に開催された。

室戸貫歩は、昭和 36 年に空手道部員が体力と精神力の限界に挑戦するという目的で始めた行事であるが、十数年前から一般参加も可能となり、近年はさらに参加者が増えて高知大学の冬の恒例行事となっている。

今回は高知大学生をはじめ県内の他大学生、一般参加者など昨年を上回る 386 名が参加し、26 日午前９時に約 100ｋｍ離れた室戸岬のゴールを目指して朝倉キャンパスを出発した。当日は天気には恵まれたが冷たい風が吹き、道中地元の方々からのあめ湯の差し入れなど温かい協力を受けつつ、制限時間の 27 日午後３時までに 274 名が貫歩することができた。

一般参加した方からも感動の声をいただき、地域の行事としても定着している。

室戸岬を目指し、ひたすら歩く参加者

○教育学部、南国市教育委員会と覚書交わす

教育学部は、南国市教育委員会と相互に連携協力し南国市の教育の充実･発展を目指すことを目的として、11 月 29 日に「連携協力に関する覚書」を締結した。

南国市教育委員会とは、これまで教育委員会事業への教員派遣事業などを個々に進めてきたが、今回の連携協力により、教員の研修、学校教育上の諸課題の解決等を、総合的・実践的に強化・充実させ研究及び活動を行なうこととしている。高知大学と南国市は、平成 14 年 11 月に連携事業に関する包括協定を締結しているが、同協定に基づく教育に関する分野の具体的な共同事業を実施しようとするものである。

教育学部は、すでに土佐市及び高知市の各教育委員会と覚書を取交わしており、本覚書締結により高知県中央部に位置する市教育委員会との連携が整い、地域間で相互連携したこれまで以上の緊密で活発な活動が期待されている。

当日南国市庁舎において行われた調印式では、刈谷教育学部長と西森南国市教育長が互いに署名し覚書を取交わした後、記者会見において刈谷学部長が「高知大学教育学部は、さらに地域との垣根を低くし、地域への“貢献”ではなく、互いに“連携”して地域の子どもたちに何ができるか、共に考え進めていきたい。」と述べた。

西森南国市教育長と刈谷教育学部長（右）

○2005 年度外国人留学生交流懇談会

12 月 9 日に学長主催による外国人留学生交流懇談会を高知市内のホテルで開催した。この懇談会は高知大学で学ぶ留学生を励まし、留学生支援団体・教職員等との交流の場として、親睦を図り相互理解を深めるために毎年行われているもので、留学生やその家族など 157 名が参加した。

相良学長の挨拶の後、留学生の紹介、スピーチに続き、留学生と教職員との息の合った歌や踊りが披露され、会場いっぱいに楽しい笑い声と歓談の輪が広がった。

日頃それぞれのキャンパスで勉学に励んでいる留学生にとって、他学部の留学生や教職員との交流は意義深く、和やかな懇談会となった。

留学生紹介風景

留学生による「森のくまさん」の大合唱

○医学部が医学部長と学生の懇談会を開催

医学部では、平成 15 年度から医学科及び看護学科の学年毎に医学部長と各学年代表者数名との懇談会を行っており、今年度は 11 月 28 日から実施した。懇談会には円山医学部長のほか大朏医学科長、橋本看護学科長、田口学務委員長、医学教育創造・推進室の教員をはじめ、事務部長、事務職員も出席し、医学教育から大学生活全般にわたって忌憚のない意見を出し合い、学生のニーズを取り入れた医学部作りを目指している。

12 月 15 日に実施した医学科６年生との懇談会では、学生が自主的にとったアンケートを基に、卒業試験、医師国家試験及び課外活動等に関し、活発な意見交換が行われた。

学生と談笑する円山医学部長他

○朝倉キャンパス「赤レンガ広場」にイルミネーション点灯！！

朝倉キャンパス学生会館１号館前の通称「赤レンガ広場」にイルミネーションが設置された。これは、地域の住民・学生・教職員が一緒にイルミネーションを飾り付けすることで親睦をはかり、お互いの理解を深めて今後の行事などを行う上でプラスになるよう若手職員が企画したイベントである。

12 月７日から 15 日までを作業期間とし、主に学生や職員が電飾やクリスマスツリーなどの飾り付けを行った。広場の壁面には近隣の保育園の園児や附属養護学校の生徒たちの絵が展示され、教育学部の学生が作ったリースや美術部の学生がチューブライトで製作した学章などが飾られた。

12 月 16 日に行われた点灯式には多数の学生・教職員や地域住民・園児達が参加し、吹奏楽部の生演奏を聞きながらイルミネーションを楽しんだ。点灯式の終わりにはサンタクロース（学生）が園児たちに菓子をプレゼントし園児達は大喜びであった。

冬の夜空に映える“光る学章”

サンタさんからお菓子のプレゼント

○「リーダー育成セミナー」を開催

採用から概ね３年の職員を対象とする「リーダー育成セミナー」を12月19日に開催し、33名が受講した。

このセミナーは今後の大学運営の重要な担い手として、柔軟な発想と実践力を養い、職務の遂行に必要な知識・教養を身につけさせることによって、職員の資質向上を図るとともに、将来の幹部候補生を育成することを目的としている。

相良学長の「高知大学の事務職員に期待するもの」と題した講義を皮切りに、河本理事（事務局長）、津久井秘書課長及び古畑人事課長の計４名の講師により、自らの使命と心構え、仕事に対する意識についてなどの講義が行われた。

受講生は、自らが率先して従来の意識を払拭・改革し意識改革が更に求められていることを認識させられるセミナーであった。

相良学長の講義を聴く受講者

○新春スペシャルＦＭラジオ番組を放送

本学では地域の大学としての高知大学の魅力や意欲を伝え、県民に親しんでもらう企画として、平成16年10月よりＦＭラジオ番組「Change The 高知大学」を放送しているが、１月２日に通常25分を55分に拡大した新春特別番組「高知大学長、高校生と大学像について語る」を放送した。

この放送には次世代を担う高知県内高校生４名をゲストとして招き、学長とともに今年の抱負、未来、夢などを語ってもらい、併せて高知大学の魅力、地域での役割や今後の高知大学に期待することなど、これからのあるべき大学像等について熱く語り合った。

スタジオでの収録風景
（相良学長と高校生、パーソナリティ）

○医学部附属病院 調理師もベッドサイドへ

医学部附属病院栄養管理室では「栄養管理は治療の基本」「思いやりのある食事で回復のサポート」を理念に掲げている。その一環として、2005年６月から患者さんの訴えや感想を直接聞こうと、早出勤務が終わった調理師が、その食事を担当した患者さんのところに白衣にネクタイ姿で出向いて好評を得ている。

患者さんから食材や調理方法などへの希望や意見を聞き、食事に対するニーズを肌で感じることによって思いやりのある病院食作りを実行し、今後、調理師も栄養管理サポートチームなどのチーム医療に参加できるように、病棟訪問を続けていくことにしている。

○中国･四国地区国立大学法人等労働安全衛生協議会

平成 17 年度中国･四国地区国立大学法人等労働安全衛生協議会が当番校の高知大学主催により、１月 12 日から２日間にわたり高知市内のホテルにて開催され、各機関から 67 名が参加した。

この協議会は中国・四国地区国立大学法人、（独）国立高等専門学校機構、（独）国立青年の家及び（独）少年自然の家の安全衛生管理を担当する者が、職務上の諸問題について研究協議を行うことにより、その安全衛生管理に関する能力の一層の向上を図り、もって職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とするものである。

初日は、高知大学医学部の大原啓志教授による「大学における労働安全衛生活動について」と、高知労働局労働基準部の紀伊洋一安全衛生課長による「労働災害の動向とこれからの安全衛生行政」というテーマで講演が行われた。また、２日目は分科会が行われ、それぞれの班で活発な討議が行われた。

協議会風景

○高知大学研究顕彰制度「大学院生研究奨励賞・若手教員優秀賞」授賞式

この研究顕彰制度は独創的・個性的研究を実施している若手研究者（大学院生・若手教員）を顕彰することによって、高知大学の学生と教員の研究意欲の高揚を図り、もって大学の研究の活性化と発展を目指し、今後の活躍と発展性が期待される研究者個人を顕彰することを目的としている。

平成 17 年度は大学院生研究奨励賞２名､若手教員研究優秀賞２名の方々が受賞されることとなり、１月 31 日に授賞式が行われた。

《大学院生研究奨励賞》

隈本（くまもと）　康司（こうじ）　氏（理学研究科応用理学博士後期課程３年）

超高圧有機合成という新しい分野を開拓。独創的な研究に、意欲的に取り組んでいる上、国際学会での発表回数が多く、院生として優れた業績と評価できる。

楊（ヤン）　洋（ヤン）　氏（医学系研究科生命医学系博士課程４年）

筆頭著書の論文が多く、国際誌への発表論文の数も十分であり、多くの成果が見てとれる上、基礎科学を行っていることも評価できる。

《若手教員研究優秀賞》

KATARE（カタレ）　GOPALRAO（ゴパーラオ）　RAJESH（ラジェシュ）　氏（医学部循環制御学教室助手）

心筋の分化誘導というユニークな研究であり、臨床応用につながる将来性に富む研究である。

大島（おおしま）　俊一郎（しゅんいちろう）　氏（黒潮圏海洋科学研究科　助教授）

魚類のウィルス感染に関する研究で､独創性に富み、そのレベルは高く、今後の実用化が期待される。高知大学をアピールする研究といえる。

日　　誌

１１月

１日（火）　教授会・大学院委員会（医学部）
３日（木）　第 56 回黒潮祭（～５日）
教育学部一日公開
５日（土）　物部キャンパス一日公開
７日（月）　国立大学協会総会(ホテルニュー長崎)
入試企画実施機構会議
講演会「石油の起源は太古の動植物か、あるいは地球深部由来か？」
９日（水）　第 38 回定例役員会
教授会・研究科委員会（教育学部）
教授会（理学部）
第６回黒潮圏海洋科学研究科公開セミナー
１０日（木）　全国国立大学病院事務部長会議（国立オリンピック記念青少年総合センター）
１１日（金）　中国・四国地区国立大学法人教育系学長・学部長会議（新阪急ホテル）
１２日（土）　教育学部一日公開
第３回黒潮圏地域シンポジウム（土佐清水市あしずり港交流拠点施設「海の駅あしずり」）
１４日（月）　企画戦略機構会議
１６日（水）　教授会（黒潮圏海洋科学研究科）
センター等連合教授会
推薦入試Ｉ（～１７日）
附属幼稚園説明会
高知大学学生募集ポスターデザインコンテスト表彰式
１７日（木）　高知信用金庫・高知安心友の会学術賞授与式及び受賞講演会（医学部）
１８日（金）　第 13 回教育研究評議会
教授会（農学部）
１９日（土）　附属小学校音楽会
２２日（火）　教授会・大学院委員会（医学部）
朝倉中央保育園園児との交流
永年勤続者表彰式
特別セミナー「地球温暖化問題について－情報としてのデータから何を読み取るか－」
２４日（木）　第 39 回定例役員会
岡豊地区安全衛生委員会
２６日（土）　第 45 回室戸貫歩（～２７日）
サイエンスパートナーシッププログラム・教員研修（～２７日）
教育学部実践論（フレンドシップ事業)･高知市青少年育成協議会共同事業
第 35 回複式教育研究協議会(附属小学校)
２９日（火）　第 35 回四国国立大学協議会（グランフォーレ石松）
人事委員会
朝倉地区安全衛生委員会
教育学部、南国市教育委員会と「連携協力に関する覚書」を締結
ライフライン講演会
３０日（水）　応用実習課題研究発表会
全学ＦＤフォーラム 2005
井原正巳氏講演会（高知市文化プラザかるぽーと）
井原正巳氏少年少女サッカー教室（朝倉キャンパスグラウンド）

１２月

１日（木）　日本教育大学協会四国地区研究集会（～２日）
第 60 回中国･四国地区国立大学法人理事・事務局長会議
第２回国立大学法人等監事協議会総会（学士会館）
国立大学病院経営セミナー
４日（日）　第９回「青少年のための科学の祭典」高知大会
５日（月）　入試企画実施機構会議
（財）爽風会懇談会
６日（火）　教授会・大学院委員会（医学部）
研究セミナー「土壌汚染研究の最前線」
７日（水）　国立大学協会理事会（学士会館）
臨時教授会（教育学部）
９日（金）　公開講座『設計主義と地域情報化』
第一回部局間合同研究発表会
2005 年度外国人留学生交流懇談会（サウスブリーズホテル）
１０日（土）　第２回地域施設看護職対象講習会

１１日（日）　第 38 回学長杯争奪駅伝大会
動物解剖実験講座「野生動物のカラダを調べて、その生息環境や生態を知る！」
１２日（月）　国立大学協会臨時総会（如水会館）
１３日（火）　学部長候補者選挙（農学部）
教授会・研究科委員会（農学部）
ノルテ・カトリカ大学長他　表敬訪問（～１４日）
１４日（水）　第 40 回定例役員会
教授会・研究科委員会（教育学部）
教授会（理学部）
教授会（黒潮圏海洋科学研究科）
学位記授与式
１５日（木）　中国・四国地区国立大学法人病院事務マネージメントセミナー（高知会館）（～１６日）
第７回経営協議会
１６日（金）　平成 17 年度四国地区国立大学副学長連絡会（愛媛大学）
イルミネーション点灯式
１７日（土）　養護学校第 36 回音楽会
海洋コア総合研究センター研究成果発表会
医学部附属病院　-手作り-フレンドリーコンサート
１９日（月）　岡豊地区安全衛生委員会
リーダー育成セミナー
２０日（火）　教授会・大学院委員会（医学部）
附属幼稚園第二学期終業式
附属養護学校第二学期終業式
教育学部生涯教育課程芸術文化コース（美術・工芸）第６回芸文展（～２５日）
２１日（水）　人事委員会
センター等連合教授会
教育学部実践論（フレンドシップ事業）シンポジウム
２２日（木）　朝倉地区安全衛生委員会
附属中学校第二学期終業式
高知子ども守り隊『守るんジャー』結成式
２３日（金）　ウインター・サイエンスキャンプ（～２５日）
２６日（月）　第 41 回定例役員会
第 14 回事務連絡協議会
子どもゆめ基金助成活動　体験学習会「21 世紀の脳科学－ニューロンを観察する－」（～２７日）

1月

２日（月）　「Ｃｈａｎｇｅ　Ｔｈｅ　高知大学」新春特別番組放送
５日（木）　「水環境保全・創造技術の展望」シンポジウム（高知会館）
６日（金）　全学入学試験委員会
第 14 回教育研究評議会
７日（土）　寒中水泳大会
８日（日）　「高知大学ラジオ公開講座」第２期放送開始
１０日（火）　附属幼稚園第三学期始業式
附属中学校第三学期始業式
１１日（水）　第 42 回定例役員会
教授会・研究科委員会（人文学部）
教授会（教育学部）
１２日（木）　中国・四国地区国立大学法人等労働安全衛生協議会（高知会館）（～１３日）
１４日（土）　第２回グリーンサイエンス特別研究プロジェクト公開シンポジウム
国際歴史学講演セミナー
１５日（日）　共用試験ＯＳＣＥ（医学部）
第３回物部キャンパスフォーラム
１６日（月）　高知學長会議（高知会館）
講演会「南海地震！50 秒前に知ったらどう対処するか」
１７日（火）　教授会・研究科委員会（農学部）
教授会・大学院委員会（医学部）
１８日（水）　四国国立大学協議会（グランフォーレ石松）
研究科長候補者選挙（黒潮圏海洋科学研究科）
教授会（理学部）
教授会（黒潮圏海洋科学研究科）
センター等連合教授会
１９日（木）　全学財務委員会
２０日（金）　学生アイデアコンテスト最終選考会・表彰式

２１日（土）　大学入試センター試験（～２２日）
２３日（月）　同窓会連合会懇談会
　　地震・津波等防災対策講演会
２５日（水）　第43回定例役員会
　　臨時研究科委員会（人文学部）
２６日（木）　第６回黒潮圏海洋科学研究科主催講演会「生物多様性と文化多様性－ナマコ資源の利用をめぐる問題点－」
２７日（金）　第15回教育研究評議会
　　演奏会「爆発だ！スーパーハイスクールブラス」（高知市文化プラザかるぽーと）
２８日（土）　第56回学習指導研究発表会（附属小学校）
　　「自律創造学習」成果発表会
３０日（月）　共用試験ＣＢＴ（～３１日）（医学部）
３１日（火）　朝倉地区安全衛生委員会
　　高知大学研究顕彰制度「大学院生研究奨励賞・若手教員優秀賞」授賞式